

高千穂町こども計画



令和7年3月
宮崎県高千穂町

はじめに

現在、急速な少子高齢化や人口減少、地域社会のつながりの希薄化により、子育て家庭の育児への不安が増大するなど、子育てを取り巻く環境は厳しいものとなっております。また、こどもの貧困やヤングケアラーの問題等、こども若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、国は令和5年4月にこども家庭庁を設置し、併せてこども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行しました。令和5年12月にはこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて「こども大綱」が策定されるなど、こどもを支援する環境は日々改善が重ねられています。



高千穂町におきましても、平成27年3月に「高千穂町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期高千穂町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを推進してまいりました。

このたび、令和6年度で計画期間が満了となる「第2期高千穂町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、「高千穂町こども計画」を策定いたしました。この計画は、子ども・子育て支援を取り巻く現状やこれまでの計画の進捗状況、子育て家庭やこども・若者の意見を反映させるとともに、従来の子ども・子育て支援事業計画に加え、こども・若者計画、子どもの貧困対策推進計画等、各種計画を包含した総合的な計画となっており、こども施策を強力に推進するものとなっております。

本計画に基づいて、子育てしやすい環境づくりや、ライフステージに応じた切れ目ないサービスの提供を推進するとともに、本町の恵まれた自然環境や温かな地域性の中で、こどもが笑顔で健やかに暮らせるまち、高千穂町で生まれ育って良かったと思えるまちづくりを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「高千穂町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

高千穂町長 甲斐 宗之

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制と方法	3
第2章 高千穂町の現状	4
1 人口・世帯の状況	4
2 こどもと家庭の状況	6
3 こどもの出生、婚姻及び就労の状況	7
4 アンケート調査結果の概要	10
第3章 第2期計画の進捗状況	31
1 教育・保育事業	31
2 地域子ども・子育て支援事業	33
第4章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策の体系	39
第5章 施策の展開	40
基本目標1 こども・若者の笑顔と権利を守るまち	40
基本目標2 こどもの健やかな成長と若者の生活に寄り添うまち	46
基本目標3 支援が必要なこども・若者を支えるまち	55
基本目標4 地域でこども・若者を応援するまち	61
第6章 事業計画	66
1 教育・保育の提供区域の設定	66
2 子ども子育て支援給付	67
3 地域子ども・子育て支援事業	71
第7章 計画の推進体制	81
1 計画の推進に向けた役割	81
2 計画の達成状況の点検・評価	82
資料編	83
1 高千穂町子ども・子育て会議条例	83
2 高千穂町子ども・子育て会議委員名簿	85

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取り組み等が展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、高千穂町（以下「本町」という。）においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「高千穂町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後 2 期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、対策が求められています。

こういった中で令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。

同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「高千穂町こども計画（以下「本計画」という。）」は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、そして令和 6 年度に計画期間が満了となる「第 2 期高千穂町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）の後継である「第 3 期高千穂町子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。また、国から示されている「市町村におけるこどもの貧困対策計画」及び「市町村子ども・若者計画」の内容も踏まえつつ、策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

加えて、本町の最上位計画である「高千穂町総合長期計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

本計画は、こどもに関わるすべての町民を対象とします。また、支援の対象は、原則として生まれる前の妊娠期から満 39 歳までのこども・若者とその家庭とします。

■包含する計画と根拠法

- ① 市町村こども計画（こども基本法第 10 条第 2 項）
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項）
- ③ 市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項）
- ④ 市町村における子どもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項）
- ⑤ 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項）

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

年 度	令和 2～令和 6 2020～2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031
	第 2 期高千穂町子ども・ 子育て支援事業計画	高千穂町こども計画						
						評価・見直し	次期計画	

4 計画の策定体制と方法

(1) アンケート調査の実施

こどもを持つ保護者の子ども・子育て支援サービスの利用状況や利用意向、こども・若者の生活状況や意見を把握するため、就学前児童と就学児童の保護者、小学生・中学生（10～15 歳）、高校生（16～18 歳）・若者（18～39 歳）を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 関係団体へのヒアリング調査

運営に関する現状や課題、今後の意向等を把握するため、町内の教育・保育サービスや子育て支援等を実施しているこどもに関係する団体に対し、ヒアリング調査を実施しました。

(3) 子ども・子育て会議の実施

本計画の策定にあたっては、専門的意見を反映させるため、学識経験者、教育・保育関係者、地域の子育て関連団体関係者等で構成する子ども・子育て会議において得られた意見を計画に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和7年3月3日～3月17日において、パブリックコメントを実施し、町民からの意見を踏まえて策定しました。

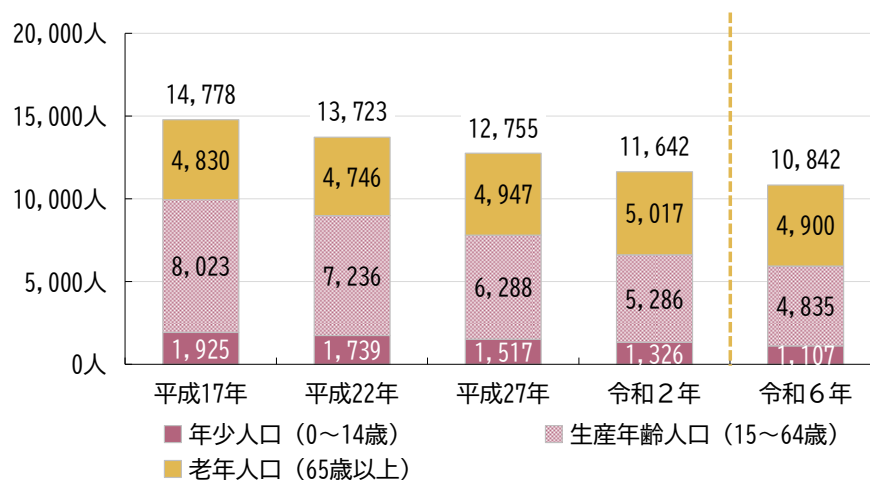
第2章 高千穂町の現状

1 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、平成17年の14,778人から令和6年の10,842人と19年間で3,936人減少しています。

年齢3区分別にみると、平成22年以降、老年人口（65歳以上）は増加し、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少している状況が続いており、令和2年以降、老年人口の構成比は40%を超えています。



<年齢3区分別人口構成の推移>

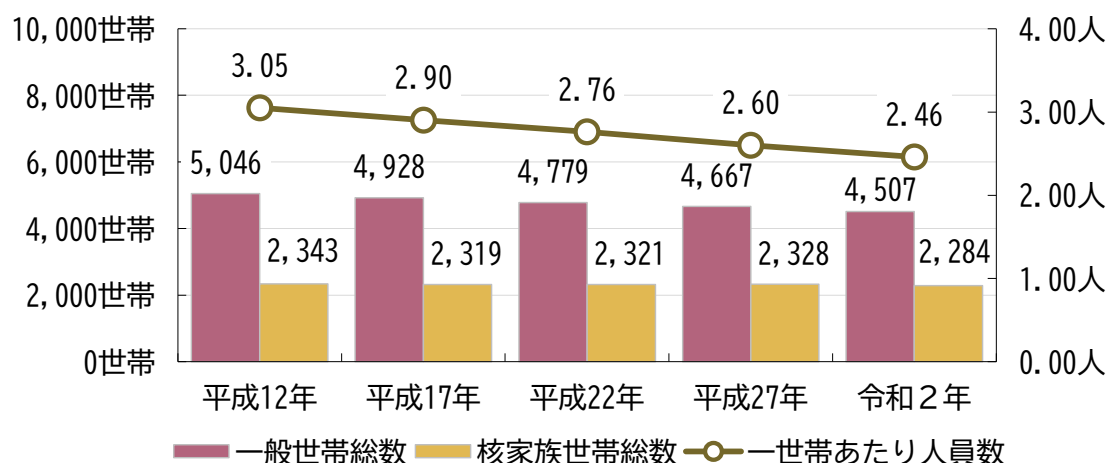
単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	14,778	13,723	12,755	11,642	10,842
年少人口（0～14歳）	1,925	1,739	1,517	1,326	1,107
構成比	13.0%	12.7%	11.9%	11.4%	10.2%
生産年齢人口（15～64歳）	8,023	7,236	6,288	5,286	4,835
構成比	54.3%	52.7%	49.3%	45.4%	44.6%
老年人口（65歳以上）	4,830	4,746	4,947	5,017	4,900
構成比	32.7%	34.6%	38.8%	43.1%	45.2%
年齢不詳	0	2	3	13	0

資料：国勢調査（平成17～令和2年）、住民基本台帳（令和6年10月1日時点）
※合計値は年齢不詳を含む

(2) 世帯構成の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は減少傾向で、令和2年では4,507世帯となっています。また、一世帯あたり人員数では平成12年の3.05人から令和2年の2.46人と減少しています。



<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯総数					その他の親族世帯				
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども						
平成17年	4,928	3,751	2,319	1,017	877	67	358	1,432	12	1,165	14,273人
平成22年	4,779	3,577	2,321	993	857	73	398	1,256	25	1,177	13,194人
平成27年	4,667	3,373	2,328	1,036	814	76	402	1,045	24	1,270	12,141人
令和2年	4,507	3,135	2,284	1,043	795	70	376	851	28	1,344	11,084人

資料：国勢調査

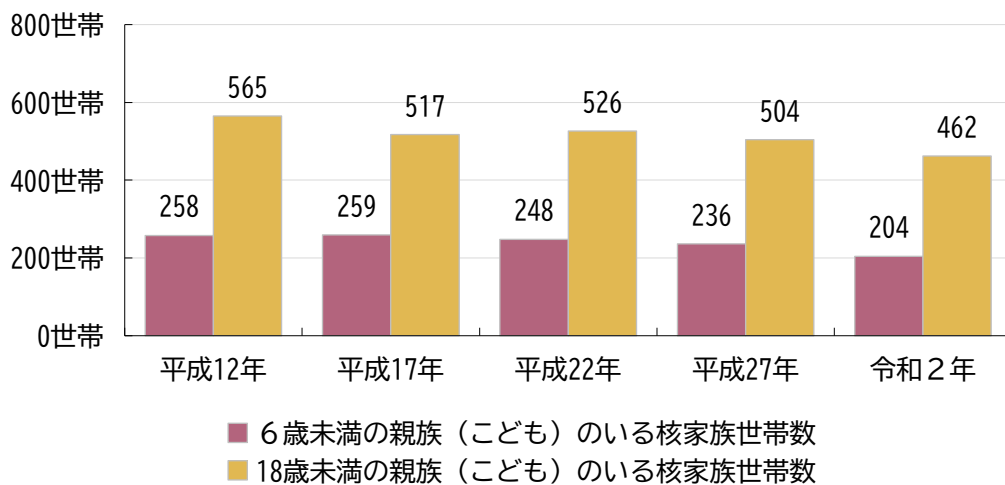
※一般世帯総数は、平成22年、平成27年は世帯の家族類型「不詳」を含む

2 こどもと家庭の状況

(1) 6歳未満、18歳未満のこどものいる核家族世帯数の推移

6歳未満の親族（こども）のいる核家族世帯数の推移をみると、平成17年以降減少しており、令和2年では204世帯に減少しています。また、18歳未満の親族（こども）のいる核家族世帯数においては、平成27年以降減少し、令和2年では462世帯となっています。

<6歳未満、18歳未満のこどものいる核家族世帯数の推移>

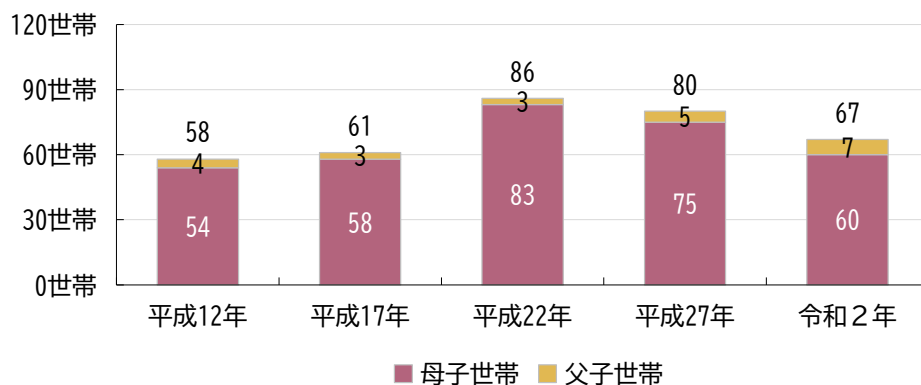


資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（18歳未満のこどもがいる母子世帯・父子世帯）の推移をみると、全体では平成22年以降減少し、令和2年では67世帯となっています。

<ひとり親世帯数の推移>



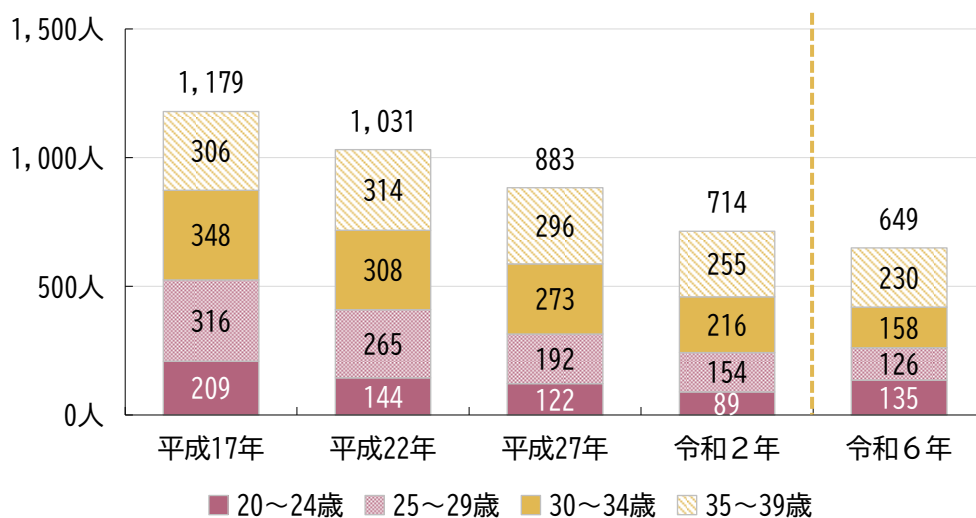
資料：国勢調査

3 こどもの出生、婚姻及び就労の状況

(1) 20 歳代、30 歳代の女性人口の推移

20 歳代、30 歳代の女性人口の推移をみると、20～24 歳を除く年代で減少傾向にあり、令和 6 年の女性人口は 649 人となっています。

<20 歳代、30 歳代の女性人口の推移>

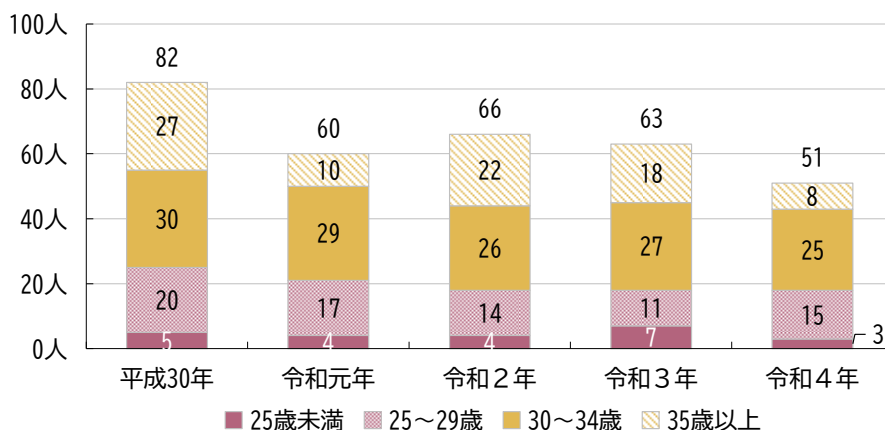


資料：国勢調査（平成 17～令和 2 年）、住民基本台帳（令和 6 年 10 月 1 日時点）

(2) 母親の年齢別出生数の推移

出生数の推移をみると、令和 2 年以降減少し、令和 4 年には 51 人となっています。年齢別では、すべての年で 30～34 歳におけるが出生が多くなっています。

<母親の年齢別出生数の推移>

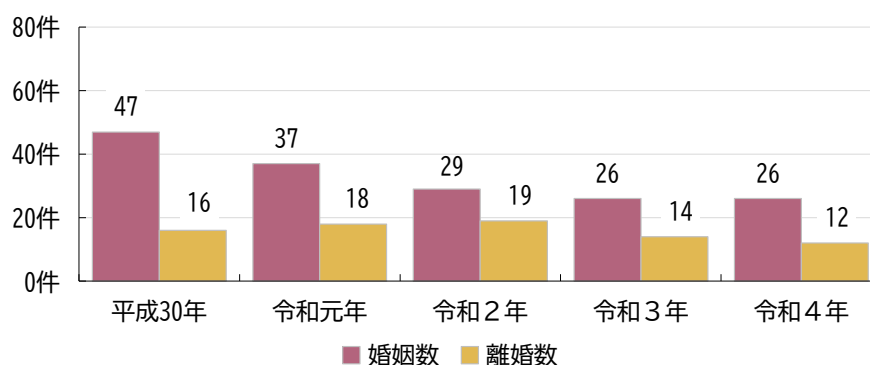


資料：宮崎県衛生統計年報

(3) 婚姻・離婚状況の推移

婚姻数の推移をみると、平成30年以降減少し、令和4年では約半数の26件となっています。また、離婚数の推移をみると、増減はあるものの、令和4年では12件となっています。

<婚姻数、離婚数の推移>

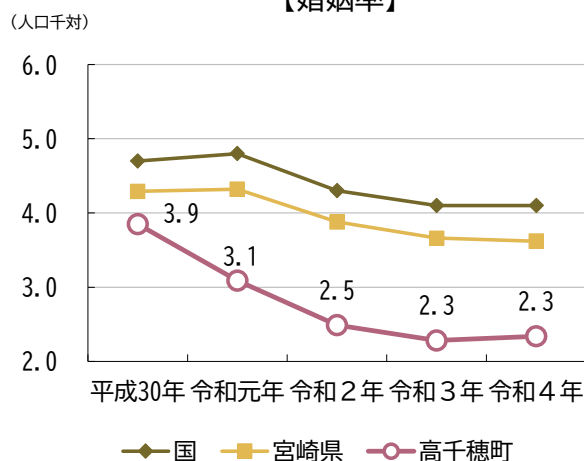


資料：宮崎県衛生統計年報

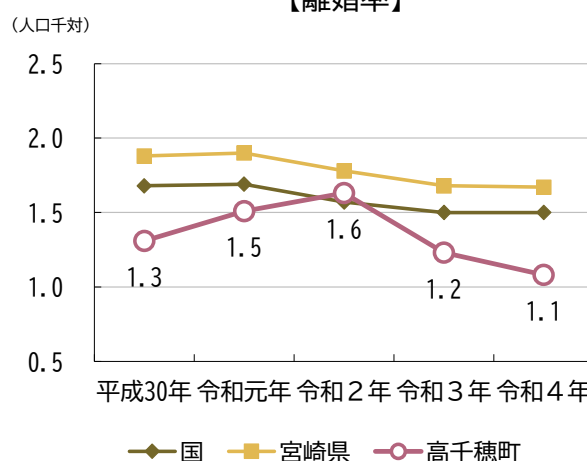
婚姻率、離婚率の推移を国、宮崎県と比較すると、婚姻率は国・宮崎県より低く推移しています。離婚率は令和2年のみ、国の平均を上回っています。

<婚姻率、離婚率の推移及び国、宮崎県との比較>

【婚姻率】



【離婚率】

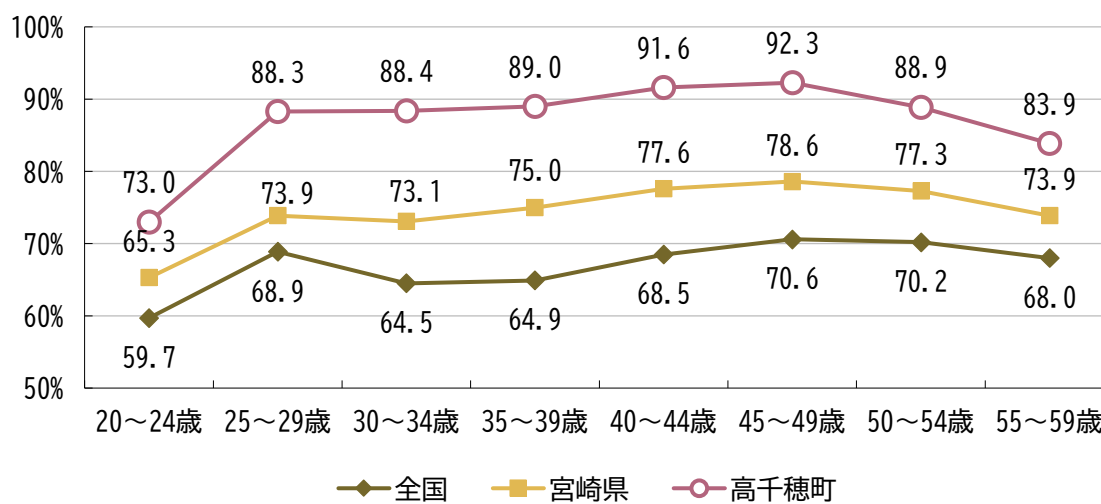


資料：宮崎県衛生統計年報

(4) 女性の就業率の推移

女性の就業率の推移を全国、宮崎県と比較すると、すべての年代で上回っています。また、40歳代は90%を超え、高い就業率となっています。

<女性の就業率の推移及び国、宮崎県との比較>



資料：国勢調査（令和2年）

4 アンケート調査結果の概要

	就学前児童調査	就学児童調査
調査対象者	就学前児童の保護者	就学児童の保護者
調査方法	認定こども園、保育所（園）及び 郵送による配布・回収	小学校による配布・回収
調査期間	令和6年7月26日(金)～ 8月16日(金)	令和6年8月16日(金)～ 9月17日(火)
配布・発送数	229 件	142 件
有効回答数	168 件	118 件
有効回答率	73.4%	83.1%

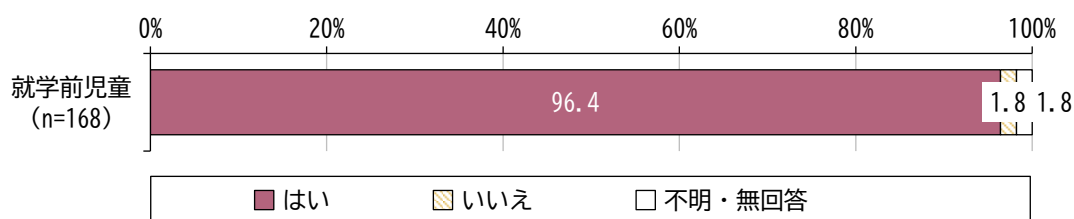
	小学生・中学生調査	高校生調査	若者調査
調査対象者	小学生・中学生 (10～15 歳)	高校生 (16～18 歳)	若者 (18～39 歳)
調査方法	学校による配布・回収	学校による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年8月16日(金) ～9月17日(火)	令和6年8月16日(金) ～9月17日(火)	令和6年7月26日(金) ～8月16日(金)
配布・発送数	420 件	265 件	550 件
有効回答数	406 件	260 件	161 件
有効回答率	96.7%	98.1%	29.3%

(1) 就学前児童調査・就学児童調査の結果

①子育て支援センターの認知状況・利用経験・今後の利用意向

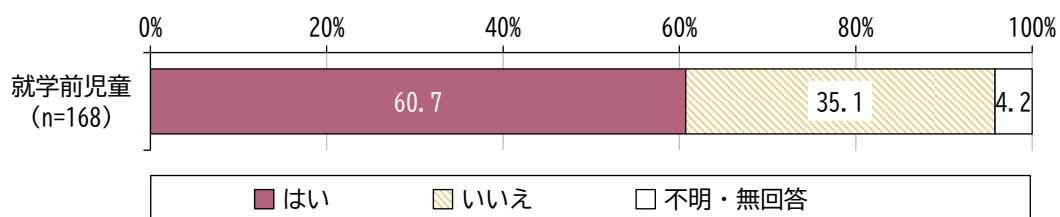
■知っている

「はい」が96.4%、「いいえ」が1.8%となっています。



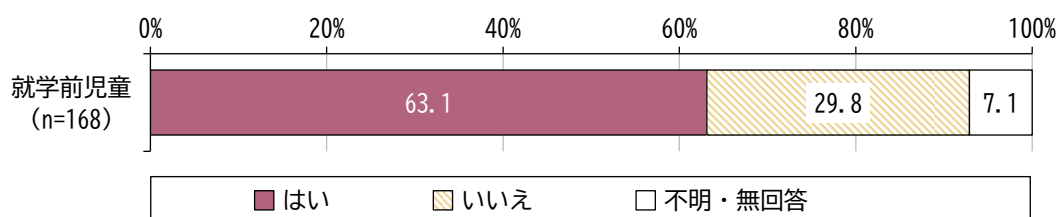
■これまでに利用したことがある

「はい」が60.7%、「いいえ」が35.1%となっています。



■今後（も）利用したい

「はい」が63.1%、「いいえ」が29.8%となっています。

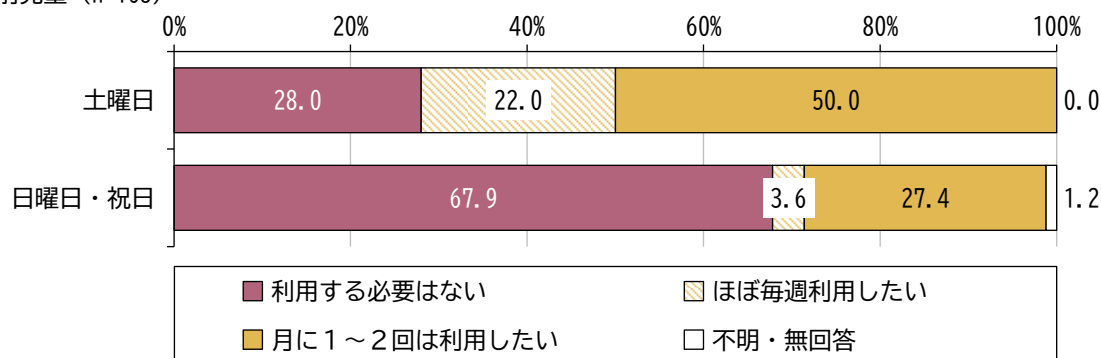


②土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望

土曜日については、「月に1～2回は利用したい」が50.0%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が28.0%、「ほぼ毎週利用したい」が22.0%となっています。

日曜日・祝日については、「利用する必要はない」が67.9%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が27.4%、「ほぼ毎週利用したい」が3.6%となっています。

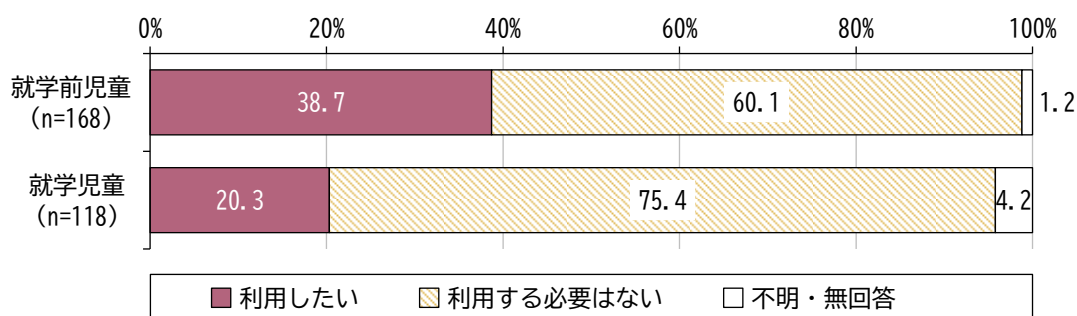
就学前児童 (n=168)



③私用、親の通院、不定期の就労等の理由による「一時預かり」の利用意向

就学前児童では、「利用したい」が38.7%、「利用する必要はない」が60.1%となっています。

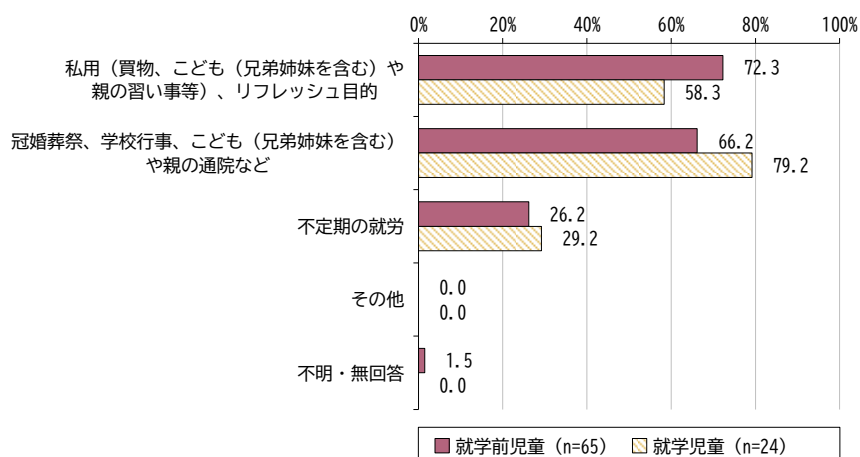
就学児童では、「利用したい」が20.3%、「利用する必要はない」が75.4%となっています。



(③で「利用したい」に○を付けた方) 利用したいと思う時

就学前児童では、「私用（買物、こども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が72.3%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、こども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が66.2%、「不定期の就労」が26.2%となっています。

就学児童では、「冠婚葬祭、学校行事、こども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が79.2%と最も高く、次いで「私用（買物、こども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が58.3%、「不定期の就労」が29.2%となっています。

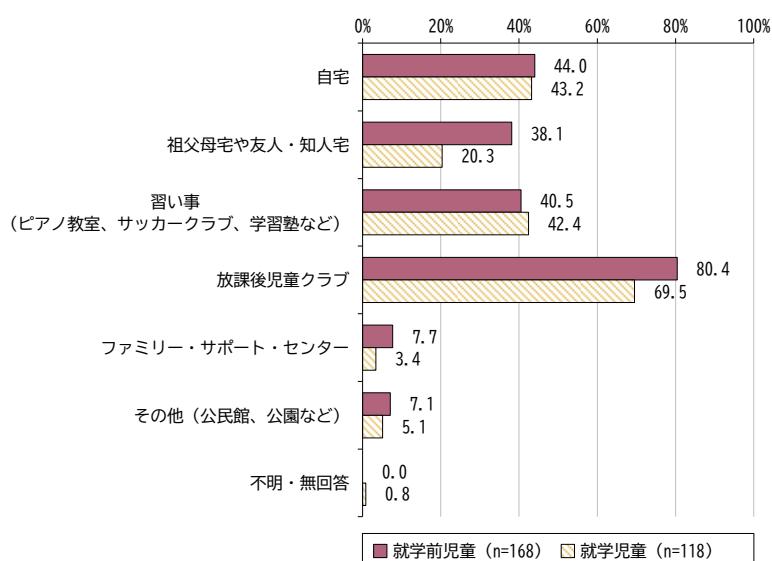


④放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所

■低学年1～3年生のとき

就学前児童では、「放課後児童クラブ」が80.4%と最も高く、次いで「自宅」が44.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が40.5%となっています。

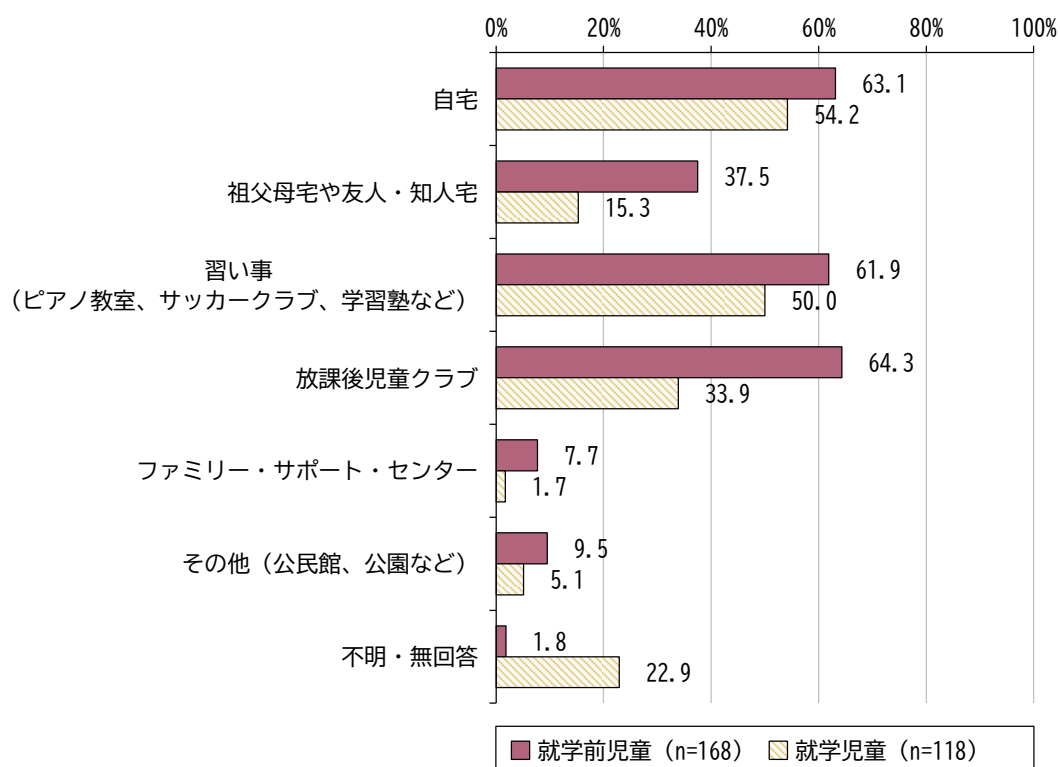
就学児童では、「放課後児童クラブ」が69.5%と最も高く、次いで「自宅」が43.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が42.4%となっています。



■高学年4～6年生のとき

就学前児童では、「放課後児童クラブ」が 64.3%と最も高く、次いで「自宅」が 63.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 61.9%となっています。

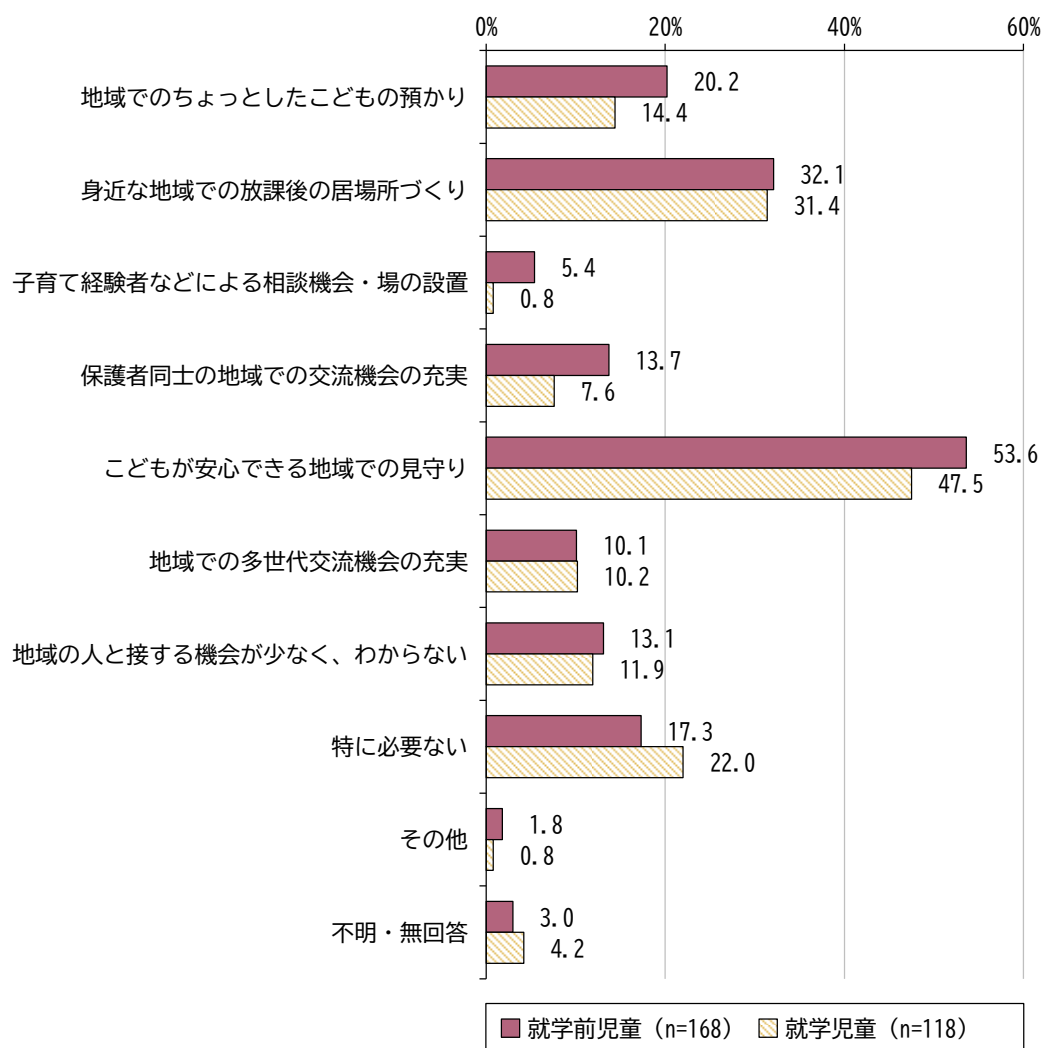
就学児童では、「自宅」が 54.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 50.0%、「放課後児童クラブ」が 33.9%となっています。



⑤地域における子育て支援について希望すること

就学前児童では、「こどもが安心できる地域での見守り」が53.6%と最も高く、次いで「身近な地域での放課後の居場所づくり」が32.1%、「地域でのちょっとしたこどもの預かり」が20.2%となっています。

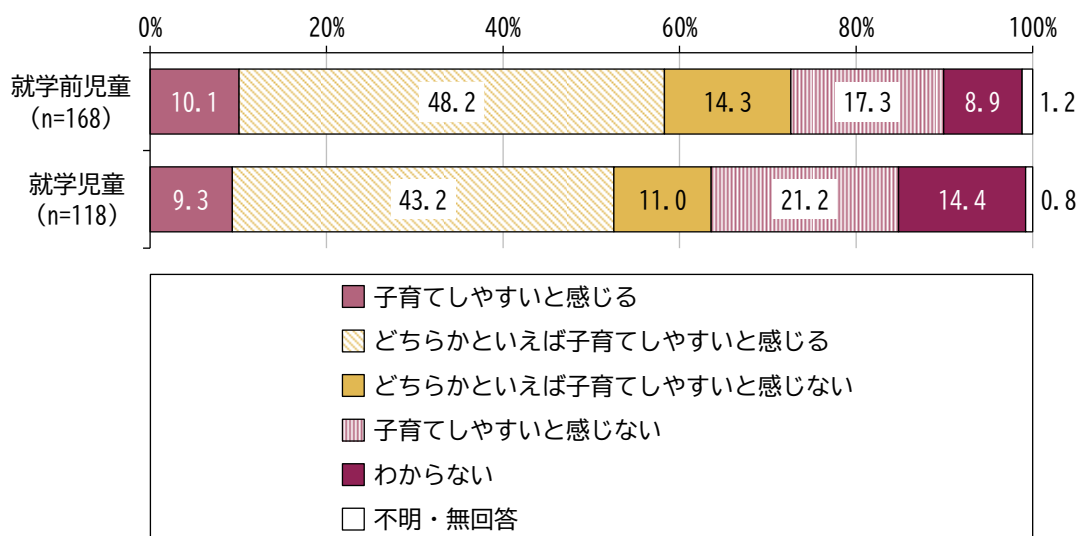
就学児童では、「こどもが安心できる地域での見守り」が47.5%と最も高く、次いで「身近な地域での放課後の居場所づくり」が31.4%、「特に必要ない」が22.0%となっています。



⑥高千穂町は子育てがしやすい町だと感じる

就学前児童では、「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」が48.2%と最も高く、次いで「子育てしやすいと感じない」が17.3%、「どちらかといえば子育てしやすいと感じない」が14.3%となっています。

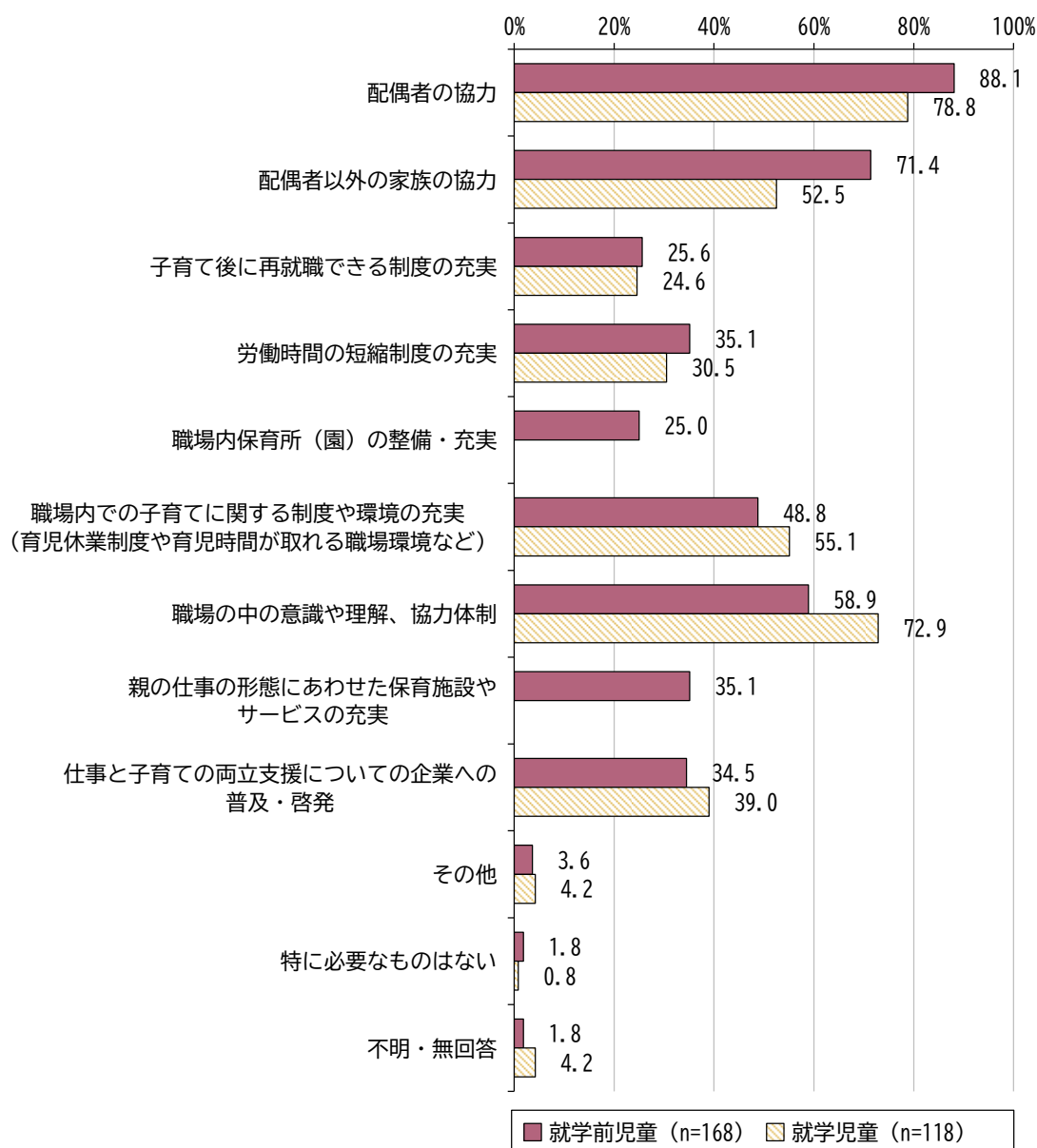
就学児童では、「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」が43.2%と最も高く、次いで「子育てしやすいと感じない」が21.2%、「わからない」が14.4%となっています。



⑦仕事と子育てを両立させるために必要なこと

就学前児童では、「配偶者の協力」が88.1%と最も高く、次いで「配偶者以外の家族の協力」が71.4%、「職場の中の意識や理解、協力体制」が58.9%となっています。

就学児童では、「配偶者の協力」が78.8%と最も高く、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」が72.9%、「職場内での子育てに関する制度や環境の充実（育児休業制度や育児時間が取れる職場環境など）」が55.1%となっています。

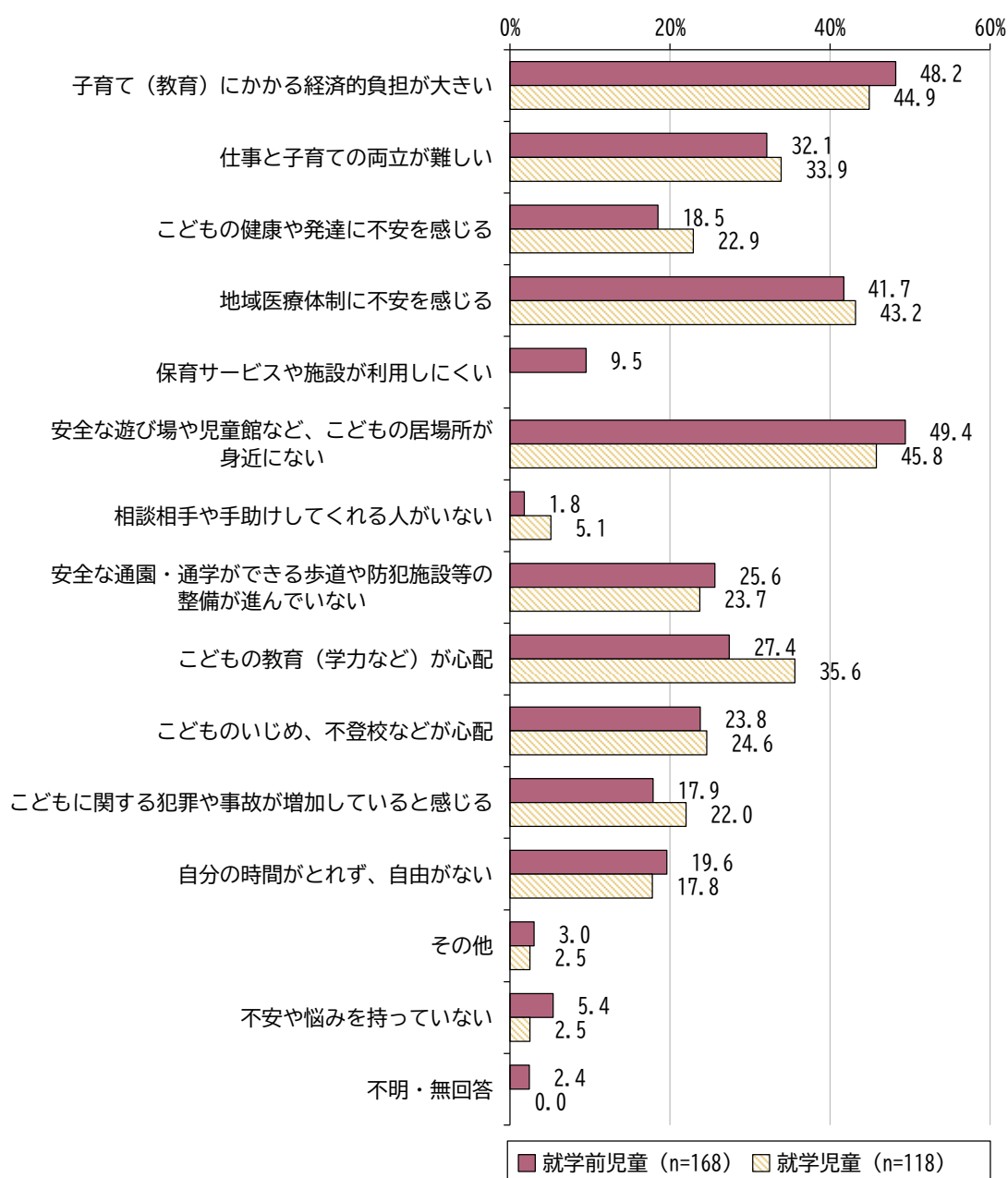


※「職場内保育所（園）の整備・充実」「親の仕事の形態にあわせた保育施設やサービスの充実」は就学前児童調査のみの選択肢

⑧子育てをするうえでの不安や悩み

就学前児童では、「安全な遊び場や児童館など、こどもの居場所が身近にない」が49.4%と最も高く、次いで「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が48.2%、「地域医療体制に不安を感じる」が41.7%となっています。

就学児童では、「安全な遊び場や児童館など、こどもの居場所が身近にない」が45.8%と最も高く、次いで「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が44.9%、「地域医療体制に不安を感じる」が43.2%となっています。



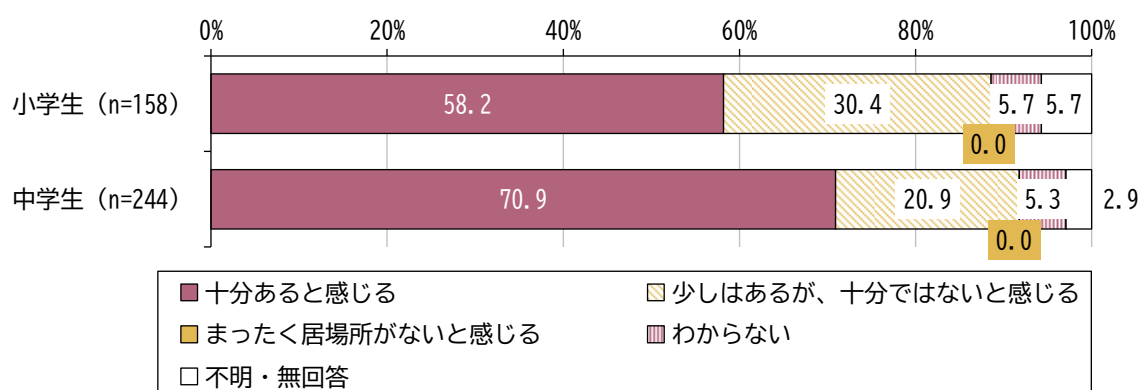
※「保育サービスや施設が利用しにくい」は就学前児童調査のみの選択肢

(2) 小学生・中学生調査の結果

①自分にとって「居場所」だと感じるところが十分ある

小学生では、「十分あると感じる」が58.2%と最も高く、次いで「少しはあるが、十分ではないと感じる」が30.4%、「わからない」が5.7%となっています。

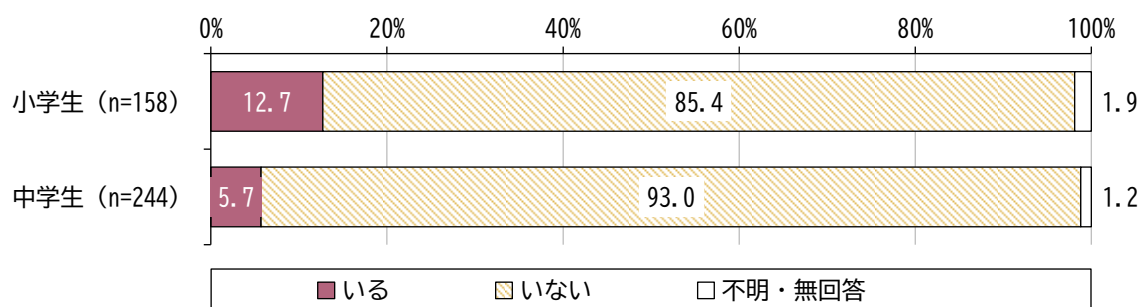
中学生では、「十分あると感じる」が70.9%と最も高く、次いで「少しはあるが、十分ではないと感じる」が20.9%、「わからない」が5.3%となっています。



②家族の中に自分がお世話をしている人がいる

小学生では、「いる」が12.7%、「いない」が85.4%となっています。

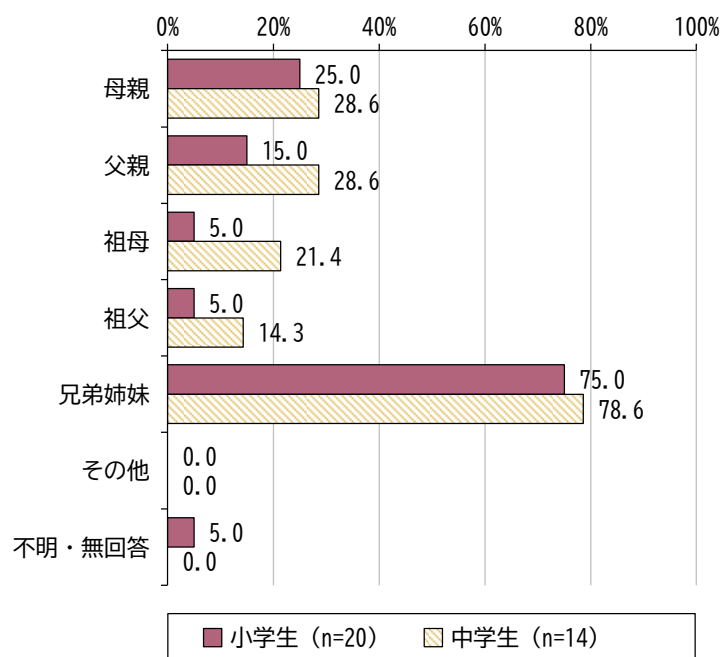
中学生では、「いる」が5.7%、「いない」が93.0%となっています。



(②で「いる」に○を付けた方) お世話をしている人

小学生では、「兄弟姉妹」が75.0%と最も高く、次いで「母親」が25.0%、「父親」が15.0%となっています。

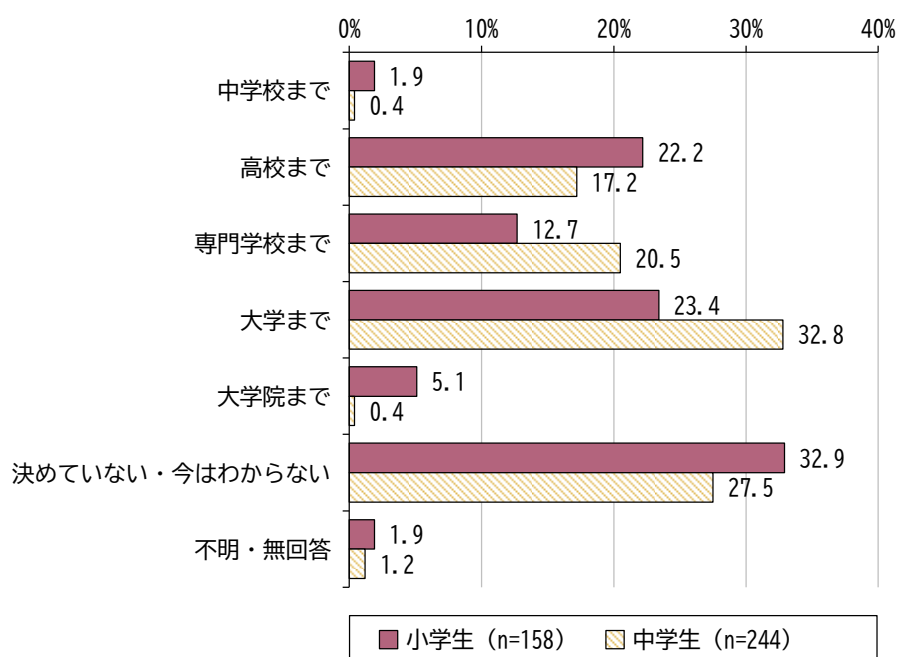
中学生では、「兄弟姉妹」が78.6%と最も高く、次いで「母親」「父親」が28.6%となっています。



③自分の将来の進路についての進学意向

小学生では、「決めていない・今はわからない」が32.9%と最も高く、次いで「大学まで」が23.4%、「高校まで」が22.2%となっています。

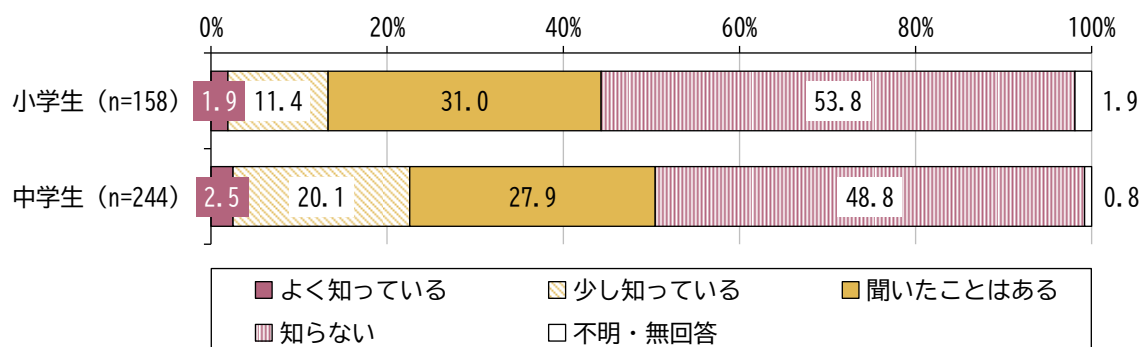
中学生では、「大学まで」が32.8%と最も高く、次いで「決めていない・今はわからない」が27.5%、「専門学校まで」が20.5%となっています。



④「こどもの権利」の認知状況

小学生では、「知らない」が53.8%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が31.0%、「少し知っている」が11.4%となっています。

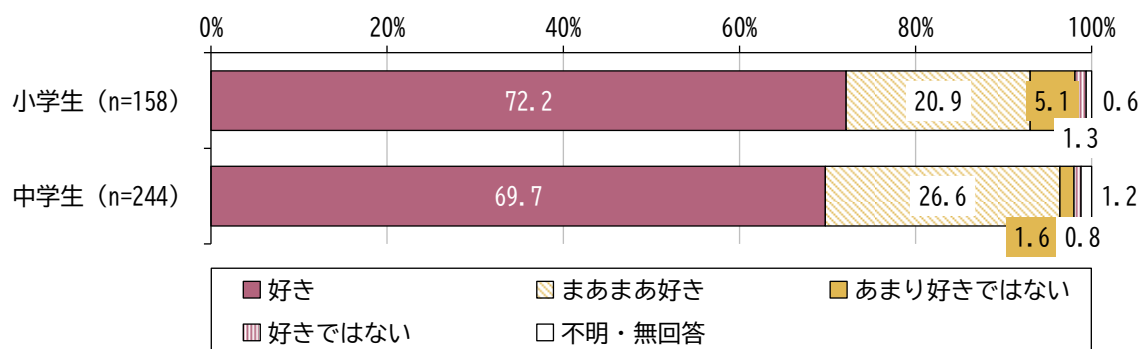
中学生では、「知らない」が48.8%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が27.9%、「少し知っている」が20.1%となっています。



⑤高千穂町が好きである

小学生では、「好き」が72.2%と最も高く、次いで「まあまあ好き」が20.9%、「あまり好きではない」が5.1%となっています。

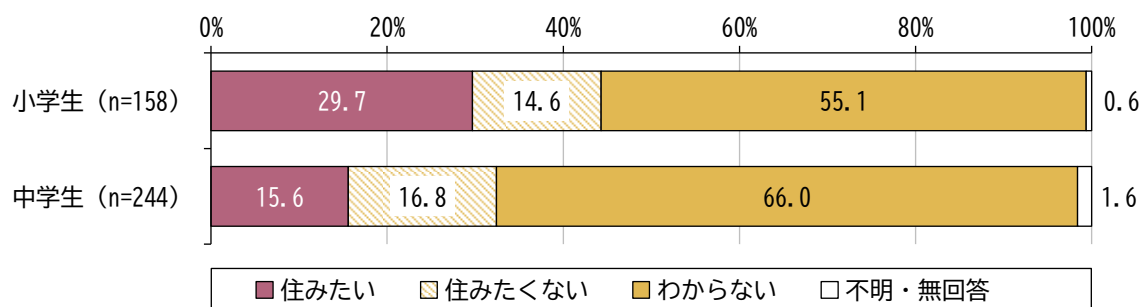
中学生では、「好き」が69.7%と最も高く、次いで「まあまあ好き」が26.6%、「あまり好きではない」が1.6%となっています。



⑥将来高千穂町に住みたいと思う

小学生では、「わからない」が55.1%と最も高く、次いで「住みたい」が29.7%、「住みたくない」が14.6%となっています。

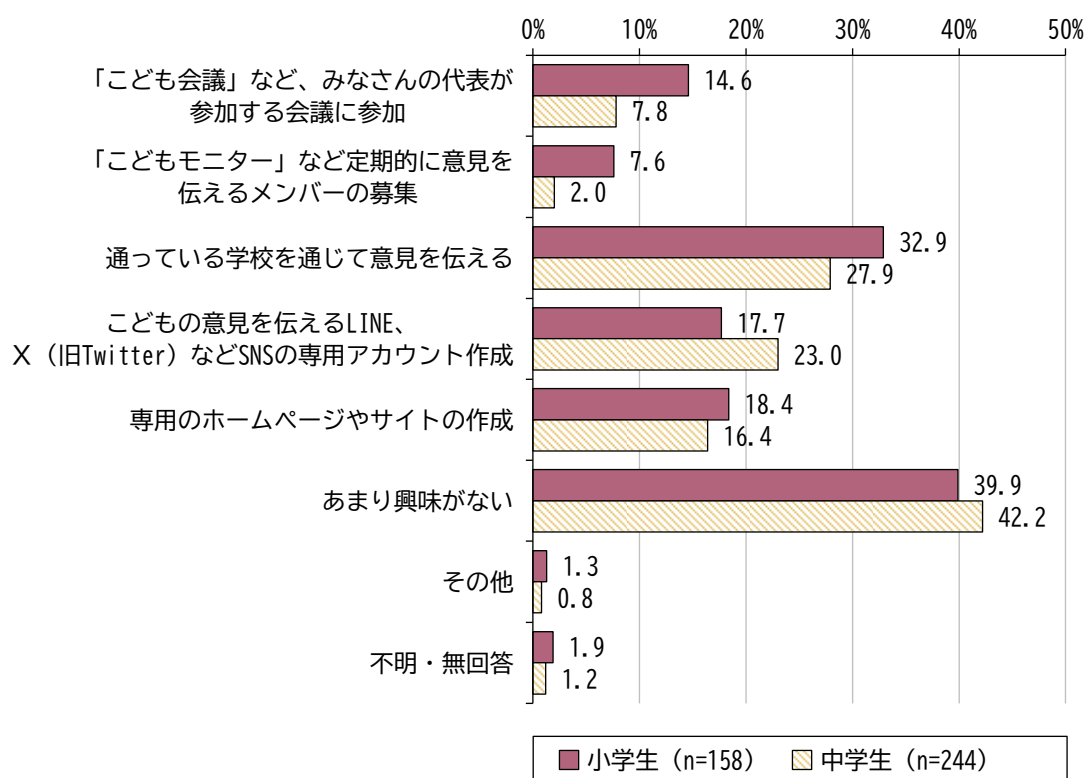
中学生では、「わからない」が66.0%と最も高く、次いで「住みたくない」が16.8%、「住みたい」が15.6%となっています。



⑦小・中学生の意見を高千穂町の取り組みに反映させるために自身が参加しやすい方法

小学生では、「あまり興味がない」が39.9%と最も高く、次いで「通っている学校を通じて意見を伝える」が32.9%、「専用のホームページやサイトの作成」が18.4%となっています。

中学生では、「あまり興味がない」が42.2%と最も高く、次いで「通っている学校を通じて意見を伝える」が27.9%、「こどもの意見を伝えるLINE、X（旧Twitter）などSNSの専用アカウント作成」が23.0%となっています。

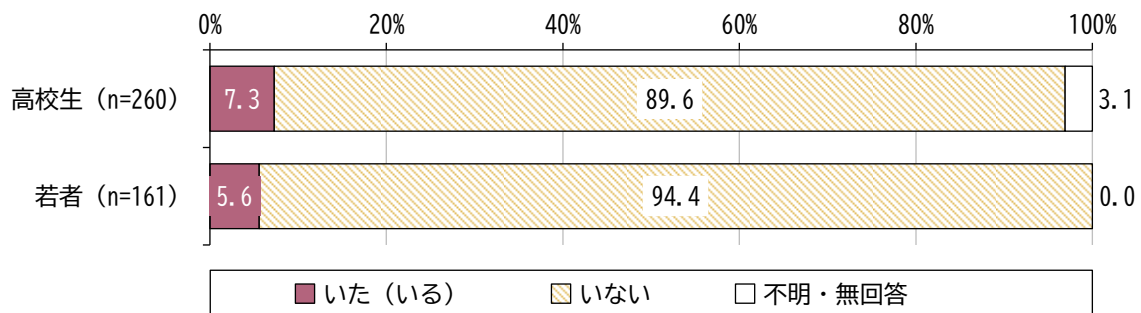


(3) 高校生・若者調査の結果

①18歳になるまでに家族の中に自分がお世話をしている人がいた（いる）

高校生では、「いた（いる）」が7.3%、「いない」が89.6%となっています。

若者では、「いた（いる）」が5.6%、「いない」が94.4%となっています。

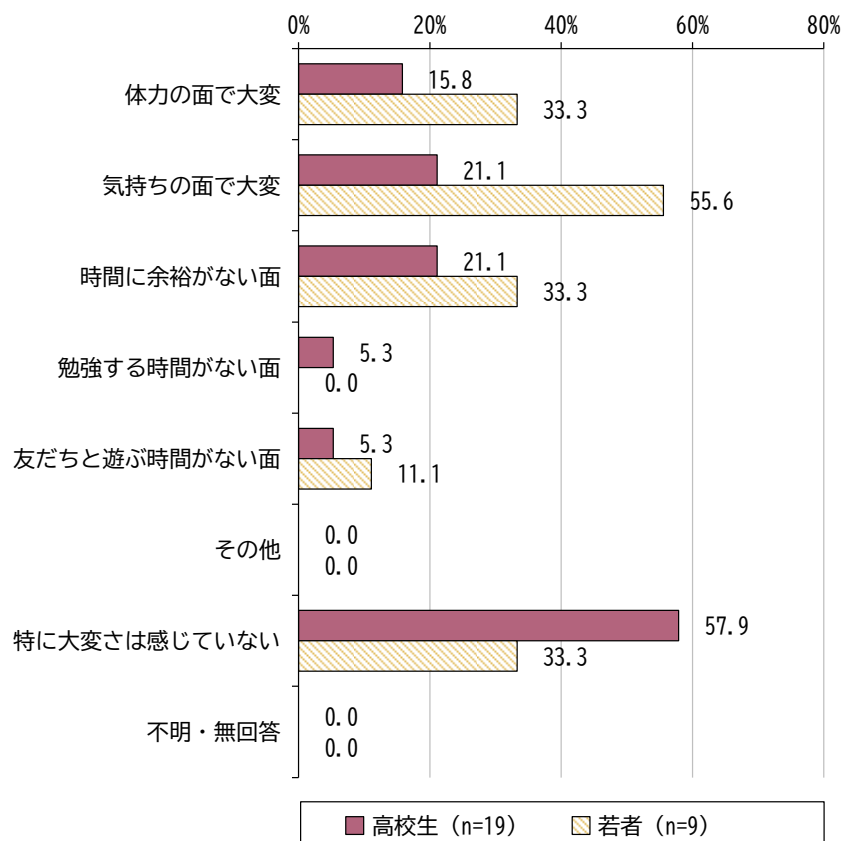


(①で「いた（いる）」に○を付けた方)

お世話をすることで大変さを感じている面

高校生では、「特に大変さを感じていない」が57.9%と最も高く、次いで「気持ちの面で大変」「時間に余裕がない面」が21.1%となっています。

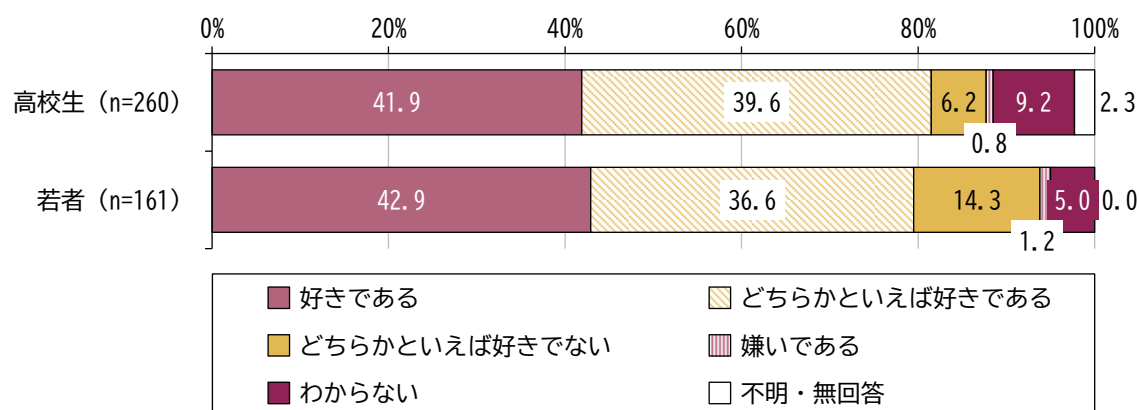
若者では、「気持ちの面で大変」が55.6%（5件）と最も高く、次いで「体力の面で大変」「時間に余裕がない面」が33.3%（3件）となっています。



②高千穂町が好きである

高校生では、「好きである」が41.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば好きである」が39.6%、「わからない」が9.2%となっています。

若者では、「好きである」が42.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば好きである」が36.6%、「どちらかといえば好きでない」が14.3%となっています。

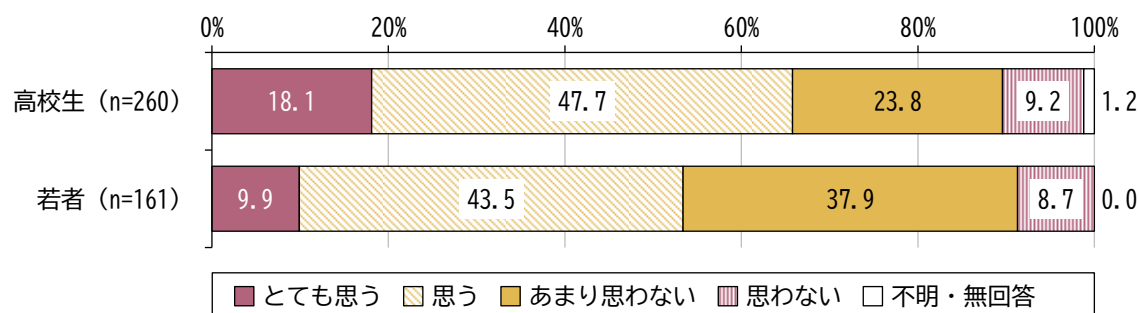


③自分の思いや気持ちについて

■自分のことが好きだ

高校生では、「思う」が47.7%と最も高く、次いで「あまり思わない」が23.8%、「とても思う」が18.1%となっています。

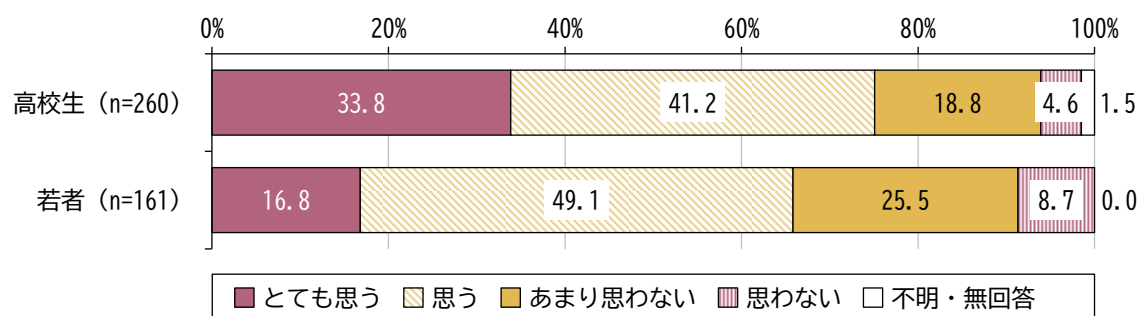
若者では、「思う」が43.5%と最も高く、次いで「あまり思わない」が37.9%、「とても思う」が9.9%となっています。



■「自分らしさ」があると思う

高校生では、「思う」が41.2%と最も高く、次いで「とても思う」が33.8%、「あまり思わない」が18.8%となっています。

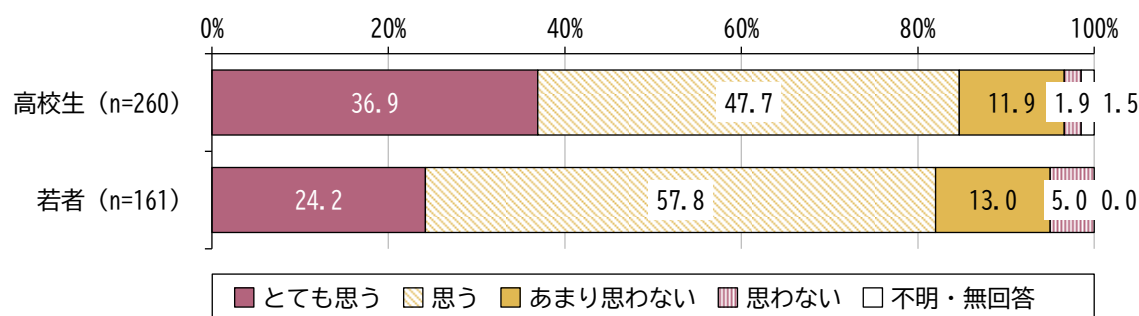
若者では、「思う」が49.1%と最も高く、次いで「あまり思わない」が25.5%、「とても思う」が16.8%となっています。



■今、自分が幸せだと思う

高校生では、「思う」が47.7%と最も高く、次いで「とても思う」が36.9%、「あまり思わない」が11.9%となっています。

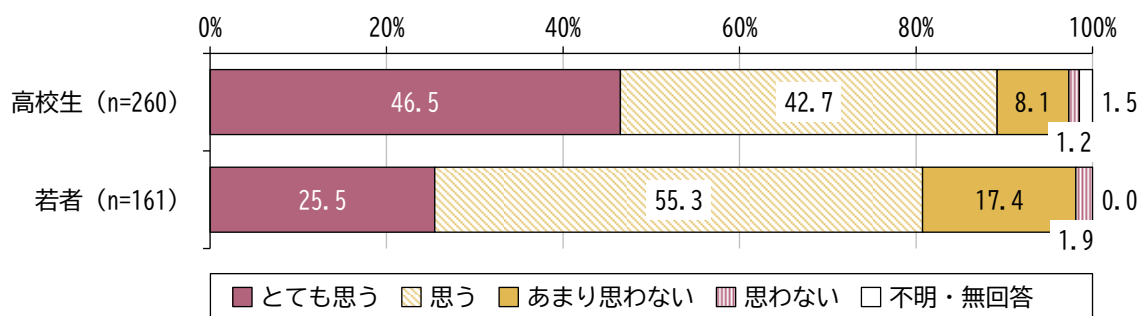
若者では、「思う」が57.8%と最も高く、次いで「とても思う」が24.2%、「あまり思わない」が13.0%となっています。



■社会のために役立つことをしたい

高校生では、「とても思う」が46.5%と最も高く、次いで「思う」が42.7%、「あまり思わない」が8.1%となっています。

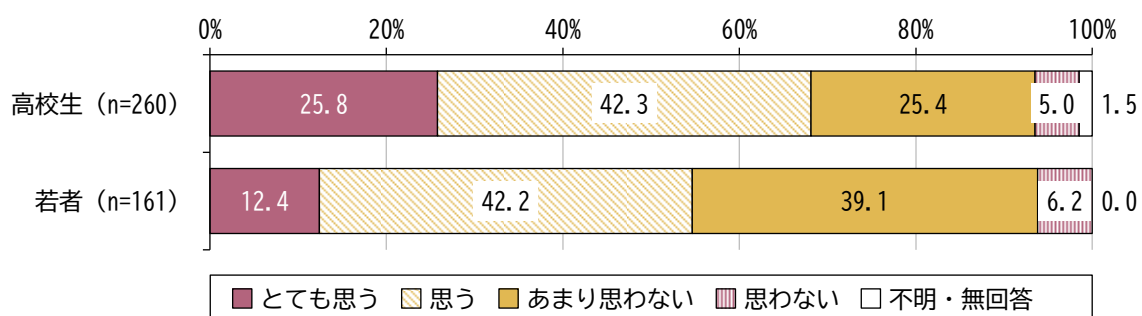
若者では、「思う」が55.3%と最も高く、次いで「とても思う」が25.5%、「あまり思わない」が17.4%となっています。



■自分の将来について明るい希望を持っている

高校生では、「思う」が42.3%と最も高く、次いで「とても思う」が25.8%、「あまり思わない」が25.4%となっています。

若者では、「思う」が42.2%と最も高く、次いで「あまり思わない」が39.1%、「とても思う」が12.4%となっています。

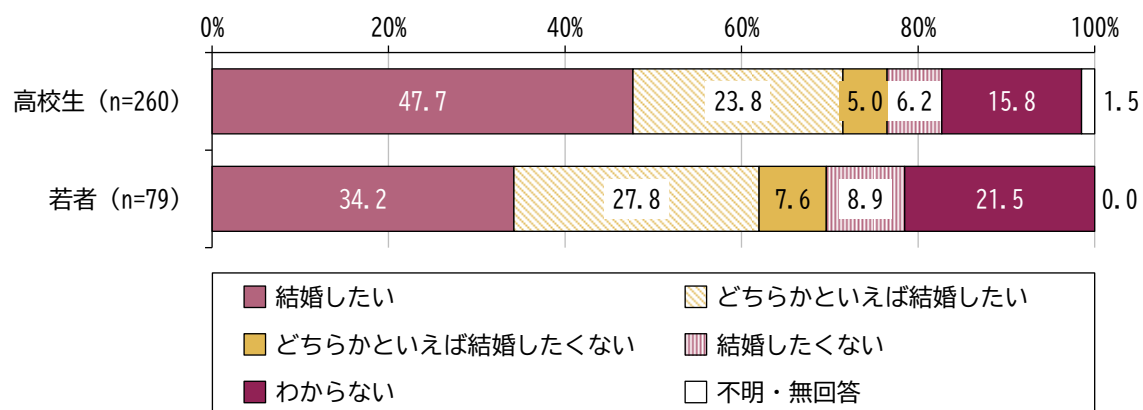


④今後の結婚意向

(※若者調査では、結婚していない方（離別・死別した場合も含む）限定の設問)

高校生では、「結婚したい」が47.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば結婚したい」が23.8%、「わからない」が15.8%となっています。

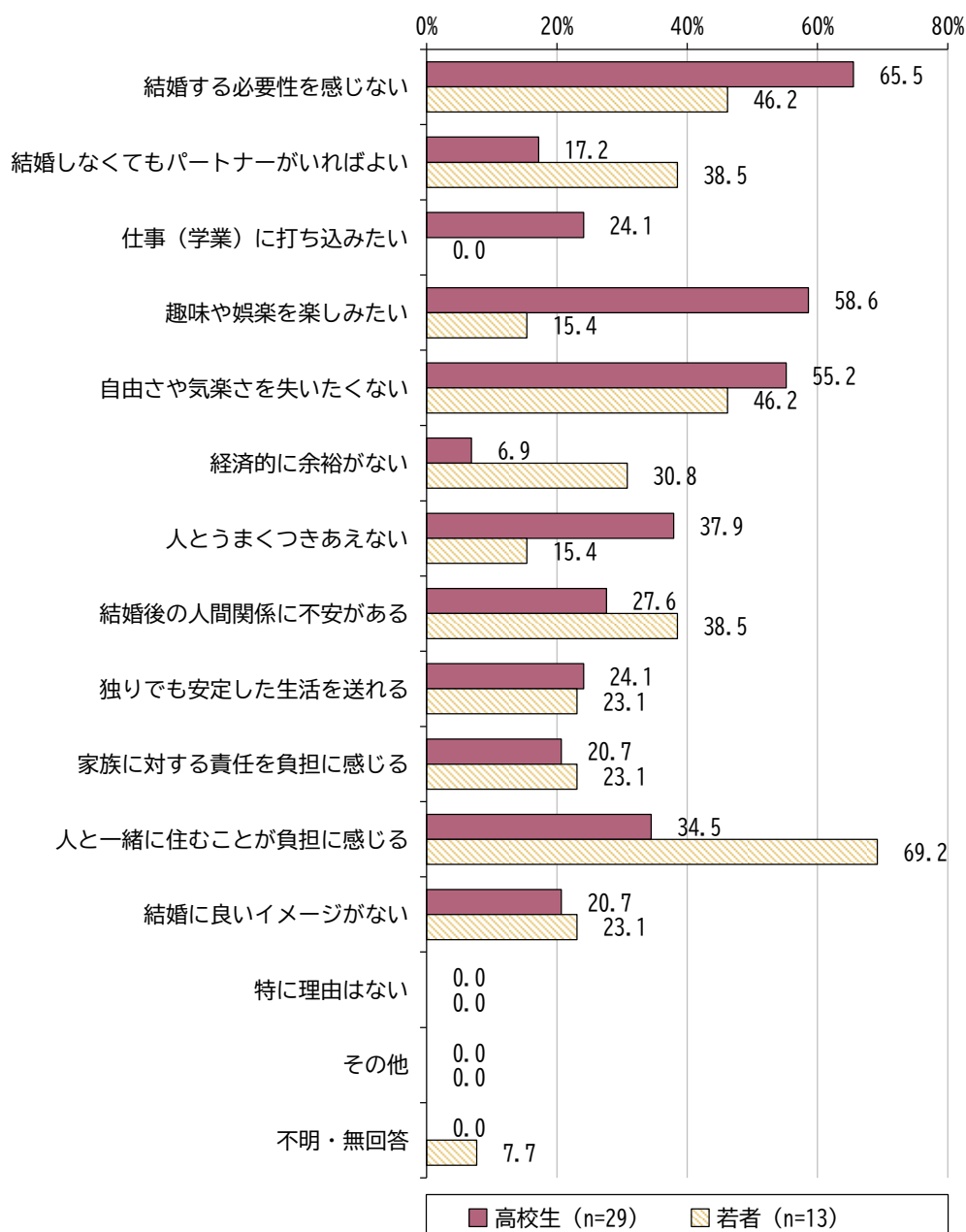
若者では、「結婚したい」が34.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば結婚したい」が27.8%、「わからない」が21.5%となっています。



(④で「どちらかといえば結婚したくない」または「結婚したくない」に○を付けた方)
結婚したくない理由

高校生では、「結婚する必要性を感じない」が 65.5%と最も高く、次いで「趣味や娯楽を楽しみたい」が 58.6%、「自由さや気楽さを失いたくない」が 55.2%となっています。

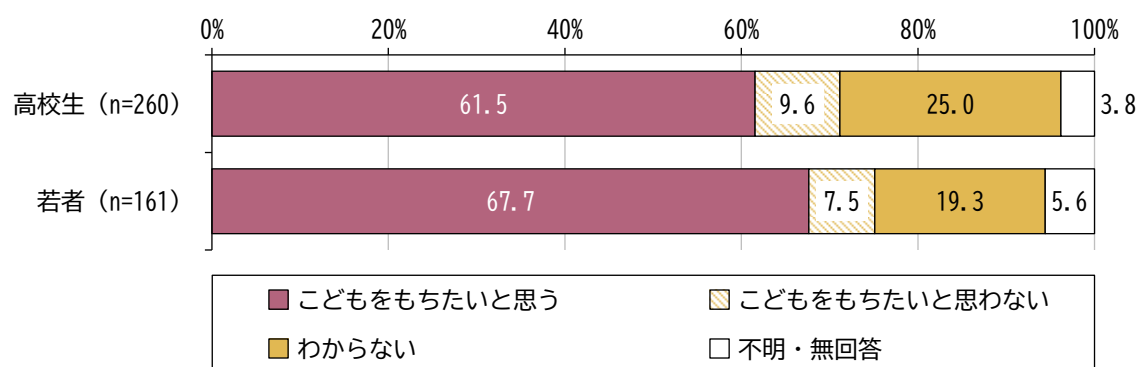
若者では、「人と一緒に住むことが負担に感じる」が 69.2%と最も高く、次いで「結婚する必要性を感じない」「自由さや気楽さを失いたくない」が 46.2%となっています。



⑤子どもを持ちたいと思う

高校生では、「子どもを持ちたいと思う」が61.5%と最も高く、次いで「わからない」が25.0%、「子どもを持ちたいと思わない」が9.6%となっています。

若者では、「子どもを持ちたいと思う」が67.7%と最も高く、次いで「わからない」が19.3%、「子どもを持ちたいと思わない」が7.5%となっています。

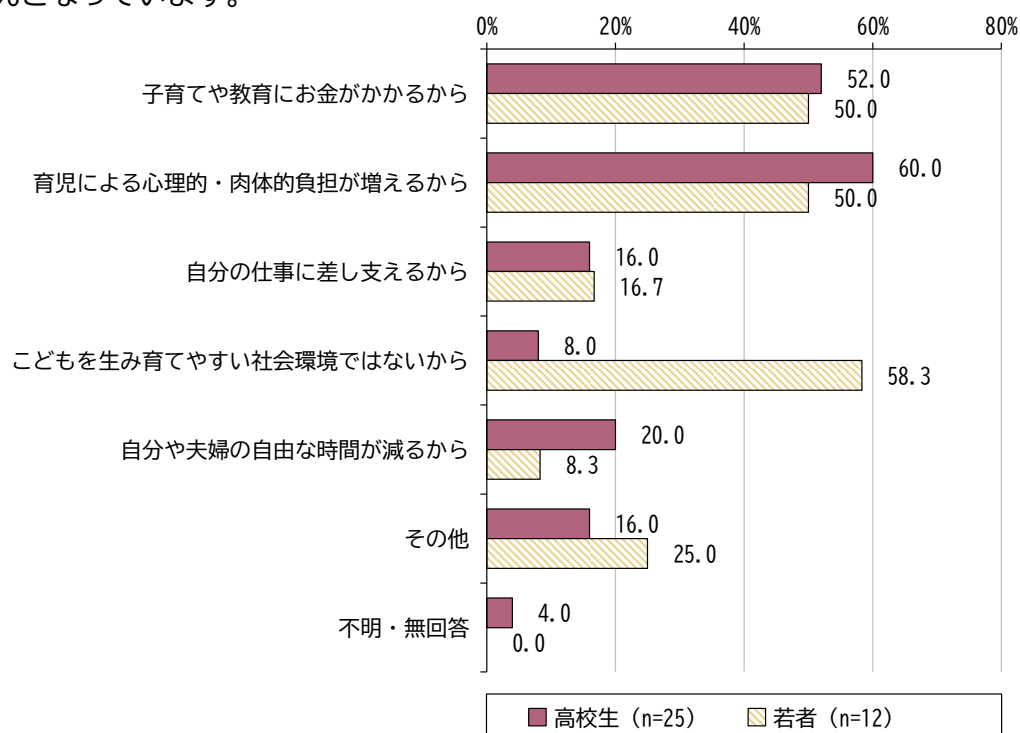


(⑤で「子どもを持ちたいと思わない」に○を付けた方)

子どもを持ちたいと思わない理由

高校生では、「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」が60.0%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかるから」が52.0%、「自分や夫婦の自由な時間が減るから」が20.0%となっています。

若者では、「子どもを生み育てやすい社会環境ではないから」が58.3%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかるから」「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」が50.0%となっています。



第 3 章 第 2 期計画の進捗状況

1 教育・保育事業

< 5 歳以下各歳人口の状況 >

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	54	70	58	46	47
1 歳	74	65	71	55	47
2 歳	77	81	63	73	51
3 歳	86	79	82	61	74
4 歳	111	90	82	82	64
5 歳	74	111	87	82	81
合計	476	496	443	399	364

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

現在の教育・保育事業の利用状況は以下の通りです。

		令和 6 年度				
		1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
高千穂町のこども		10	205	13	44	47
実績値	特定教育・保育施設	10	205	13	44	47
	保育所		125	6	30	25
	幼稚園					
	認定こども園	10	80	7	14	22

（令和 6 年度 4 月 1 日現在）

■ 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前のこども

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	27	25	25	15	15
	確保の内容	45	45	45	25	25
実績値		12	12	8	7	10

■ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	184	185	185	220	220
	確保の内容	234	234	234	216	216
実績値		254	265	237	211	205

■ 3号認定（0歳）：満3歳未満の保育の必要性を受けた就学前のこども

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	35	35	35	20	20
	確保の内容	56	56	56	50	50
実績値		20	20	16	10	13

■ 3号認定（1・2歳）：満3歳未満の保育の必要性を受けた就学前のこども

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	100	100	100	100	100
	確保の内容	145	145	145	135	135
実績値		62	57	63	45	44

教育・保育事業については、町内のすべての保育所が認可保育所となっています。令和6年度までに新たに保育所1園が認定こども園に移行しています。

2 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1

出産前からの継続的な支援を実施しています。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	6,000	6,000	5,500	5,000
	確保の内容	6,000	6,000	5,500	5,000
実績値		3,300	3,342	3,169	4,029

町内には、子育て支援センターが1か所あります。利用者の増加により、平日（月～金）、第1日曜日に利用できるよう、ニーズに対応しています。

■一時預かり事業（幼稚園型）（1号認定の在園児の預かり）

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	1号認定	4,000	4,000	4,000	4,000
	2号認定	0	0	0	0
実績値	1号認定	4,207	2,782	1,205	1,974
	2号認定	0	0	0	0

■一時預かり事業（一般型）（非在園児の一時預かり）

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	800	800	800	600
実績値		521	414	157	512

本町では、認定こども園3園、保育所3園で実施しています。各年度、利用にばらつきがあるものの、一定のニーズがあるため今後も継続して事業を実施します。

■子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0

本町では、事業の実施は行っていない。

■病児・病後児保育事業

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	50	50	50	50
実績値		32	75	39	26

町内保育所1園で、病後児保育事業を実施しています。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）就学児

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5
実績値		1	2	1	1

継続して事業を実施し、サポート会員の確保や利用の促進を行っていきます。

■妊婦健康診査

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	70	70	60	60
実績値		106	93	77	71

出生数の減少により受診者は減少していますが、今後も継続して受診の勧奨を行っていきます。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	70	70	60	60
実績値		76	69	46	43

少子化の影響により、乳児の数は減少傾向にありますが、今後も現行体制を維持し、継続して事業を実施します。

■養育支援訪問事業

単位：実人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0
実績値		184	153	125	112

保健センター（げんき荘）にて事業を実施しています。

■延長保育事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	80	80	80	50
	確保の内容	80	80	80	50
実績値		187	184	163	157

本町では、全園で実施しています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	低学年	95	95	95	100
	高学年	60	60	60	60
	確保の内容	175	175	175	175
実績値	低学年	164	152	181	190
	高学年	71	77	75	79

本町では5か所で実施しています。全学年受け入れが可能であり、低学年の利用が増加しています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



こども・若者が主役となり、
みんなが幸せを実感できるまち



これまで本町では、第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念として「子育ての幸せをみんなが実感できるまち」を掲げ、子ども・子育てに関するさまざまな取り組みを推進してきました。しかしながら、本町を含む多くの自治体では少子化や人口減少が進行しており、こどもや子育て家庭を取り巻く環境もますます複雑化・多様化しています。

このような状況下においても、社会全体がこどもや若者の成長と幸福を最優先に考え、その可能性を最大限に引き出せる環境づくりを目指すことが求められます。また、こどもや若者が地域社会の一員として積極的に関わりながら成長し、すべての世代が支え合い、幸せを共有できる持続可能なまちづくりを進める必要があります。

こうした背景を踏まえ、本町では、地域全体でこどもを支え、こどもや若者を地域の中心に据えた「こどもまんなか社会」の実現を目指し、誰もが安心してこどもを産み育てることができ、すべてのこどもが健やかに成長することで幸せを感じることができるよう、本計画の基本理念を「こども・若者が主役となり、みんなが幸せを実感できるまち」とし、その実現に取り組んでいきます。

2 基本目標

基本目標1 こども・若者の笑顔と権利を守るまち

「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が安心して笑顔で暮らせる環境づくりが必要となっています。こども・若者の権利の周知・啓発を行うことやこどもの意見を尊重してまちづくりに反映させる等、すべてのこどもと若者が尊厳を持ち、笑顔で成長できる地域社会の実現を目指して、包括的かつ持続的な取り組みを進めます。

基本目標2 こどもの健やかな成長と若者の生活に寄り添うまち

子育て世帯が直面する課題が多様化・複雑化する中、子育て世帯に対する妊娠・出産から育児における切れ目のない支援を提供することが重要となっています。幼児期からの健診や健康教育を充実させるとともに、若者が自立して生活するための就労支援等を行い、こどもが健やかに成長し、若者が安心して生活できる環境を整えます。

基本目標3 支援が必要なこども・若者を支えるまち

社会課題が多様化・複雑化する中で、制度の狭間に陥ったり、孤独・孤立を抱えたりすることで適切な支援に結びつくことができないこども・若者の増加が社会課題となっています。経済的困難や家庭環境の問題を抱える家庭への支援を拡充し、専門機関や地域との連携を強化します。また、支援が必要なこどもや若者に対し、個別に寄り添い、適切な支援を提供することで、安心して育つことのできる環境づくりを推進します。

基本目標4 地域でこども・若者を応援するまち

こども・若者が安全で安心して暮らせる環境を整えるとともに、地域住民やボランティアとの協力体制を強化し、地域全体で見守り支える環境づくりを推進します。また、学校等とも連携し、地域全体でこども・若者を応援する仕組みを構築し、こども・若者が安心して成長できる、支え合う社会を目指します。

3 施策の体系

基本目標	施策
1 こども・若者の笑顔と権利を守るまち	(1) こども・若者の権利の保障と社会参画 (2) こども・若者の居場所づくり (3) 教育・保育サービスの充実 (4) 教育環境の充実
2 こどもの健やかな成長と若者の生活に 寄り添うまち	(1) 母子の健康支援の充実 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) ライフコースにおける支援 (4) 仕事と子育ての両立支援
3 支援が必要なこども・若者を 支えるまち	(1) 障がい児支援施策の充実 (2) ひとり親家庭等の支援の充実 (3) 児童虐待防止対策の充実 (4) 困難な状況にあるこども・若者への支援
4 地域でこども・若者を応援するまち	(1) こども・若者を応援する体制づくり (2) 安全に暮らすための体制整備 (3) 暮らしやすいまちづくりの推進

第5章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の笑顔と権利を守るまち

(1) こども・若者の権利の保障と社会参画

現状と課題

小学生・中学生調査の結果では、こどもの権利について『知っている（「よく知っている」「少し知っている」の計）』は小学生で13.3%、中学生で22.6%となっています。

こどもの権利について、こども・若者のみならず、子育てに関わる人をはじめ、すべての大人に対してさまざまな機会や媒体を通して広く周知し、社会全体で共有することが重要です。

方向性

こどもの権利について周知するとともに、こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することで、こども・若者の最善の利益を図ります。また、こども・若者の意見がまちづくりに反映される機会づくりや仕組みづくりを検討します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
こども計画等の周知	福祉保険課	○こども計画やこども基本法をこどもや若者に対し広く周知するため、本計画の概要版やパンフレット等を子育て支援センターや保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等に配布します。 ○また、町民全体に周知するため、ホームページ等に掲載します。
人権教育の実施	教育委員会	○児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、町内小中学校の教員を対象とした研修を充実させ、教職員の人権意識のさらなる向上を図ります。
人権週間の広報	総務課	○国が定める人権週間について、広報紙等を通じて、町民に広く周知するとともに、人権擁護委員と連携し、人権ポスター展示の周知を行います。

(2) こども・若者の居場所づくり

現状と課題

こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化しており、孤独・孤立の解消や地域コミュニティの再生等の役割が期待され、こどもの居場所への注目が高まっています。

就学前児童調査・就学児童調査の結果では、子育てをするうえでの不安や悩みとして、就学前児童、就学児童ともに「安全な遊び場や児童館等、こどもの居場所が身近にない」がそれぞれ49.4%、45.8%と最も高くなっています。また、小学生・中学生調査の結果では、自分にとって「居場所」が十分あると感じている割合が小学生で58.2%、中学生で70.9%となっており、こども・若者の視点に立った居場所の拡充が求められています。

方向性

こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくりを進めます。また、放課後児童健全育成事業については、利用者の増加に対応するため、受け入れ体制の充実を図ります。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実	福祉保険課	○就労等の理由により昼間に保護者が家庭に不在の小学生の児童に、遊びや生活の場を与え、健全育成を図っています。支援が必要な児童への対応が課題となっています。 ○今後も児童にとって安心、安全に過ごすことができるよう、教室等または場所の検討と支援員の確保に努めます。
こども・若者の居場所づくりの推進	福祉保険課	○こども・若者の視点に立ち、意見を取り入れながら、こども・若者が安心して過ごせるような家庭や学校以外の第三の居場所づくりの検討を進めます。



(3) 教育・保育サービスの充実

現状と課題

教育・保育サービスについて、保護者のニーズにできる限り対応するよう努め、町として多くのこどもを受け入れることができるよう、保育士等の人材確保等の取り組みを行ってきました。保育士不足は深刻な社会問題となっており、本町においても人材の確保・定着に向け、保育士等の処遇改善を図り、働きやすい環境づくりに取り組む必要があります。

就学前から就学後に向けた保育・教育機関の連携については、双方で情報共有を図りながら取り組むことで、保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続を図っています。

方向性

町内の保育所・認定こども園について、教育・保育の質の向上に向けて取り組みます。また、保育所・認定こども園と小学校との連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な移行を図ります。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
保育士等の確保及び資質の向上	福祉保険課	○各園での処遇改善の取り組みにより、安心して働くことのできる環境づくりに取り組んでいます。 ○今後も保育士等の不足の問題に対応するため、国の保育士確保プランに基づき、保育士等の確保を推進し、教育・保育の質の向上につなげます。また、保育士等への再就職希望者に対して、情報提供や費用の支援制度の周知を図ります。
病後児保育の実施	福祉保険課	○児童が病気により集団保育が困難な期間、病院または保育所において一時的に児童の預かりを行う事業です。本町においては、町内1園で全児童（小学6年生まで）を対象に、回復期の児童を預かる病後児保育事業を実施しています。 ○今後も安心して働ける環境をつくるために、病後児保育の周知を図ります。
一時預かりの実施	福祉保険課	○保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュ等をする場合に、保育所等で一時的にこどもの保育を行っています。本町においては、町内保育所3園で一般型、認定こども園3園で幼稚園型の預かり保育を実施しています。 ○今後も事業を継続するとともに、低年齢児の受け入れの人員確保を推進します。

取り組み	担当課	内容
延長保育の充実	福祉保険課	○保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行っています。町内では全園で実施しています。 ○今後も継続して実施します。
利用者支援事業の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	○こどもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて相談等の支援を行っています。 ○本町においては、「こども家庭センター」にてこども家庭センター型と妊婦等包括相談支援事業型を設置します。 ○今後も出産前からの継続的な支援を行うとともに、町外の療育機関との連携を図ります。
第三者評価事業の検討	福祉保険課	○教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取り組みを促進するため、子ども・子育て会議による専門的かつ客観的な立場からの評価制度を検討します。
幼児教育・保育の質の向上	福祉保険課	○教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図るため、教育・保育施設等に対して、支援が必要となっています。 ○町内の教育・保育施設等への教育内容や指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。 ○幼保小中連携による保育士等の質の向上を図ります。
こどもの成長に応じた関係機関の連携、推進	福祉保険課 教育委員会 保健センター (げんき荘)	○就学支援委員会や幼保小中連携会議の開催、園訪問の実施等、保育所、認定こども園から小学校へ入学する際に円滑に移行できるよう幼・保・小で連携を図っています。 ○今後も学校と園との情報交換会や情報提供の機会の充実等により、相互の連携を図ります。
外国につながるこどもへの支援	福祉保険課 教育委員会	○外国人の就業の場の受け入れ等により、外国につながるこどもの増加が予測されます。 ○外国籍あるいは外国につながるこどもや保護者が安心して保育・教育施設等を利用できるよう、国際交流事業や国際交流イベント等、言葉や文化の違いについて学ぶ機会の充実を図り、多文化共生を進めます。

取り組み	担当課	内容
教育・保育施設の防災対策の推進	福祉保険課 総務課 教育委員会	○保育所、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等で防災訓練を定期的に実施しています。 ○小中学校の校外学習等において、防災教育の充実を図ります。 ○今後も避難・救助・情報提供等各分野でこどもに配慮した防災対策に努めるとともに、防災担当課や関係団体と連携します。
乳幼児ふれあい体験の実施	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	○こどもを産み育てることの意義やこどもや家庭の大切さを理解するために、子育て支援センター等を活用し、乳幼児とふれあう機会をつくっています。 ○今後も継続して実施します。



(4) 教育環境の充実

現状と課題

本町では、学習指導要領の趣旨に沿って「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を教育の3つの柱とし、少人数指導やチーム・ティーチング等の具体的な取り組みも実践しながら、こどもたちの「生きる力」の育成に取り組んでいます。

また、令和5年度から学校と地域の連携協働でこどもたちを育む「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」に取り組んでおり、今後も地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

方向性

きめ細やかな指導等に取り組みながら、ゲストティーチャーを招いた体験学習や、ディスカッション形式での道徳授業の充実等多様な教育を展開し、こどもたちの「生きる力」の育成を図ります。

また、小中学校及び教職員に対し各種研修会等の充実を図り、資質向上につなげることで、家庭や地域から「信頼される学校づくり」を推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
きめ細やかな指導の充実	教育委員会	○特別支援教育支援員を配置し、指導方法の工夫、改善を図りながら、こども一人ひとりに応じた授業を展開しています。 ○全学校の児童生徒・教員に1人1台端末を整備し、教育の情報化を推進しています。 ○今後も継続してきめ細やかな指導の充実を図ります。 また、タブレット等を活用した思考力、表現力等を高める授業を研究します。
道徳教育の充実	教育委員会	○道徳の教科化に伴い、日常生活の具体的な場面を取り上げながらディスカッションするなど、指導方法等の工夫・改善に取り組めます。また、福祉関係者を講師とした校内講話の実施等を通じて、思いやりの心の育成を図ります。 ○今後も各教科や学級活動、また日常生活と関連づけた道徳教育の推進を図り、思いやりの心の育成に取り組めます。

基本目標 2

こどもの健やかな成長と若者の生活に寄り添うまち

(1) 母子の健康支援の充実

現状と課題

妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等を実施し、母親の健康管理や、乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障がいの早期発見・早期支援に努めています。

乳幼児及び児童期の生活習慣は生涯を通じた生活習慣の基礎となるものであり、この時期に食事や睡眠、歯磨き等を含めた健康的な生活習慣の形成に取り組むことが重要です。

本町でもこどもの健やかな成長と健康的な生活習慣の形成に向けて、家庭や地域と連携し乳幼児期からの食育の推進や早寝早起き、スポーツの振興等に取り組んでいます。

方向性

妊娠期及び乳幼児期の疾病予防対策として、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種の重要性について啓発します。また、引き続き乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診の未受診者対策に取り組み、こどもの健康の確保に努めます。

家庭や地域と連携しながら、乳幼児期からの健康的な生活習慣の形成を推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
不妊治療の助成制度の推進	保健センター (げんき荘)	○平成 28 年から不妊治療を受ける方へ治療費の助成を行っています。 ○今後も制度の周知を図り、経済的負担の軽減に取り組めます。また、申請手続きについても負担軽減を図ります。



取り組み	担当課	内容
妊婦健康診査の実施	保健センター (げんき荘)	○安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から新生児・乳幼児期を通して、母子の心身の健康確保に向けた環境づくりに取り組んでいます。 従来の妊婦健康診査(14回分)と子宮頸がん検診に加え、妊婦歯科健診や産後健診(産後2週間・1か月)への助成を行っています。 ○今後も健診等の周知を行い、継続して実施します。 ○令和7年度から、多胎児を妊娠している方に対して、妊婦健康診査5回分の助成の追加を行います。
乳児家庭全戸訪問事業の実施	保健センター (げんき荘)	○保健師による乳児家庭全戸訪問事業を実施し、保健指導や育児不安の解消、また乳幼児健診の周知・受診につなげています。また、保護者の心身の健康状態についても確認、把握し、必要に応じて支援メニューにつなぐなど、伴走型支援を実施しています。 ○今後も訪問体制を充実し、実施します。
乳幼児健診の実施	保健センター (げんき荘)	○こどもの成長段階(3か月、7か月、誕生日、1歳6か月、3歳6か月、5歳)に応じて乳幼児健診を実施しています。未受診者に対し、関係機関と連携、協力しながら電話連絡や家庭訪問を行うなど、未受診者対策に取り組んでいます。 ○今後も成長、発達の確認も含め、健診を実施します。 ○令和7年度からは1か月児健診も実施します。
歯科健康診査事業の実施	保健センター (げんき荘)	○むし歯の発生予防と早期治療に向けて、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児の歯科健診を実施しています。1歳6か月児では歯科医師による講話、2歳6か月児ではフッ素塗布時に歯科衛生士による個別対応を行っています。 ○今後も適切な歯科保健習慣の定着を図るため、継続して実施します。
小児医療の充実	保健センター (げんき荘)	○町内、延岡市の小児科や延岡市夜間急病センターで受診できる環境となっています。また、県北救急医療ダイヤルを県北9市町村で実施し、24時間体制での相談対応も行っています。 ○今後も近隣市町村と連携を図りながら、小児医療環境の充実を図ります。

取り組み	担当課	内容
健康教育の推進	教育委員会 保健センター (げんき荘)	○生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるとともに、肥満傾向の増加や、成人病の若年化に対応するための健康教育を実施しています。また、就学時健診や、学校健診を実施するとともに、平成 27 年度より小児生活習慣病予防健診の事後フォローを保健師、管理栄養士が実施しています。 ○今後も児童の健康を促進するため、継続して実施します。また、学校医の確保が課題であることから、対応を検討します。
むし歯予防の推進	保健センター (げんき荘)	○町内の保育所、認定こども園、小中学校でフッ化物洗口を実施しています。また、希望のあった園や小中学校ではむし歯予防の講話、ブラッシング指導を行っています。 ○今後も児童生徒のむし歯予防として、継続して実施します。
食育の推進	保健センター (げんき荘) 教育委員会	○乳幼児から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供、健診時等における栄養指導等、望ましい食習慣の形成に向けて、家庭と町内の全保育所、認定こども園、学校等と連携しながら食育を推進しています。町内全園では、管理栄養士が年 2 回ずつ食育を行っています。学校等では、依頼に応じて講話を行っています。 ○今後も正しい食習慣が身につくよう継続して実施します。 ○学校給食では地元食材を使ったぬくもりランチを年 15 回（5～3 月）提供しています。また、令和 5 年度から特別栽培米を導入しています。 ○今後も地産地消に努め、栄養バランスのとれた給食の実施と適切な給食指導による健康づくりを推進します。
妊産婦健診通院のための交通費助成	保健センター (げんき荘)	○妊娠した女性に対して、妊産婦健診のために通院する交通費用の一部を助成します。 ○妊娠 8 か月頃に保健師が面談し、本人が申請します。

取り組み	担当課	内容
思春期保健対策の充実	保健センター (げんき荘) 教育委員会	○性や性感染症予防に関する正しい知識の普及や、喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心のケア等の健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の関係機関と連携した取り組みを行っています。各小中学校では、性や性感染症予防に関する講話を実施し、正しい知識の普及に取り組んでいます。また、福祉保険課と連携して学校訪問を実施しています。 ○今後も取り組みを継続するとともに、内容の充実を図ります。
スポーツ環境の充実	教育委員会	○地域との連携を進め、指導者の確保、体育施設の一般開放やニュースポーツ講座等、誰もが気軽にスポーツを楽しめるような環境づくりに取り組んでいます。スポーツ推進委員を委嘱し、各地域や団体等からの要請に応じて、レクリエーションやニュースポーツ等の指導を行いながら、普及に努めています。 ○スポーツ少年団等への補助やスポーツ大会開催運営補助を行うことでスポーツをする機会を増やし、スポーツ活動の活性化を支援しています。 ○学校部活動から地域部活動へ段階的に移行できるような体制の在り方について検討を進めます。 ○今後も子どもたちが身近な地域でスポーツに取り組めるよう継続して実施します。
早期発見及び療育等の支援の推進	福祉保険課 教育委員会 保健センター (げんき荘)	○障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、就学時健診、学校健診、専門職による園・学校訪問等により、障がいの早期発見に努め、西臼杵地域障がい者自立支援協議会で福祉分野との情報共有を図りながら支援策等の検討を行っています。また、教育相談、就学相談を随時行っています。 ○今後も継続して実施し、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めるとともに、学校・福祉・医療・広域消防との連携を強化し、支援策を検討します。

(2) 子育て支援サービスの充実

現状と課題

核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、孤立感や不安感を抱く子育て家庭も少なくないのが現状です。子育て家庭の孤立化は、親子の心身の健康状態の悪化や、虐待にも結びつくリスクがあり、行政として十分な支援体制を構築する必要があります。

また、子育て中の家庭は、養育費、医療費、教育費等の負担が大きく、支援を必要とする家庭が増えています。社会情勢、経済情勢が変化する中、子育て家庭にとって、子育てにかかる負担はますます大きくなっていくことが予測されることから、経済的負担の軽減が求められています。

方向性

子育てに不安や悩みを抱えている保護者や家庭に対し、適切な相談支援や情報提供を行います。また、子育て家庭に対する経済的負担の軽減のため、各種手当や制度を周知し、利用の促進を図ります。

行政や地域の子育て支援に関する資源が効果的、効率的に活用され、地域全体で子育て家庭を支えることができる体制づくりを推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
相談体制の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	○育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場、産後ケア事業、家庭訪問や電話相談、子育て支援センター等を活用して保護者への相談や指導を実施しています。 ○「こども家庭センター」を中心に妊娠期から出産・子育てまで、多様なニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図るとともに、相談しやすい体制、環境づくりに努めます。 ○切れ目のない相談体制を確立するために、こども家庭センターを活用していきます。
情報提供の充実	福祉保険課	○ホームページ、広報紙、子育てガイドブック、講座やイベント等を通じて、子育てサービス等の情報を提供しています。 ○今後もさまざまな媒体を通じて、子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、情報を提供するとともに、保育所や認定こども園とも情報を共有します。

取り組み	担当課	内容
各種手当に関する周知	福祉保険課	○出生、転入等の届出時における説明のほか、広報紙や国・県のパンフレット等を活用し、各種手当の周知を図っています。 ○今後も引き続き、制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。
こども医療費助成制度の推進	福祉保険課	○こどもの健全な発育と福祉の向上を図ることを目的とし、中学3年生までの医療費の全額を助成しています。 ○今後も事業を継続して実施します。
子育て支援金の充実	福祉保険課	○次代を担う児童の健やかな成長を支援することにより、定住の促進と活力ある町づくりを図ることを目的に子育て支援金を支給しています。平成31年度より、支給対象を第1子からに拡大、令和6年度より第1子の金額を拡充しています。 ○今後も子育て家庭を支援するために、事業を継続します。
関係機関と連携した支援体制の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	○障がい児の発達を支援し、身近な地域で安心して生活できる環境を整備するため、関係機関との情報共有や連携の強化を図っています。園、学校訪問、母子ケア会議等を通じて情報共有を図っています。 ○今後も継続して実施し、支援体制の充実に努めます。
ファミリー・サポート・センターの充実	福祉保険課	○平成31年4月に開設したファミリー・サポート・センターについて、事業の周知を図ることで、サポート会員、利用会員の確保や利用の促進に努めています。 ○今後も事業の周知を行うとともに、ニーズにあった事業の展開を図ります。また、利用料金についての検討を進めます。
地域子育て支援センターの充実	福祉保険課	○地域の子育て支援の拠点として、相談や居場所づくり等の支援を実施しています。 ○今後も、さまざまな世代との交流を推進します。また、施設が老朽化しているため、移転先について検討を進めます。
就学に関する支援	教育委員会	○小中学校就学に関する就学援助費や高校・大学等への進学を支援する育英資金、また、教育資金融資制度を継続して実施します。

(3) ライフコースにおける支援

現状と課題

こども・若者の健やかな成長や自己肯定感を育むことに加え、結婚や子育てに関する支援が求められています。

若者調査の結果では、若者の62.0%が「結婚したい(「どちらかといえば結婚したい」を含む)」と回答する一方で、「結婚する必要性を感じない」や「負担を感じる」といった理由から結婚に対する心理的ハードルをあげている若者もみられます。

また、若者調査の結果では、若者の67.7%が「こどもを持ちたいと思う」と回答する一方で、育児や教育にかかる経済的負担や社会環境への不安が大きな障壁となっています。特に、「こどもを生み育てやすい社会環境ではない」という若者の声が多く、支援の充実が必要です。

高校生や若者の将来に向けて、こども・若者がさらに、自らのライフデザインを描くことができるよう、キャリア支援や結婚等ライフコースにおける支援を充実させることが求められます。

方向性

結婚や子育てを希望する人々が安心してその選択を実現できるよう、地域や家庭、職場が連携し、交流機会の創出や経済的支援、保育サービスの充実を進めます。

また、高校生や若者が自らのライフデザインを主体的に描けるよう、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
キャリア教育の充実	教育委員会	○中学校では、町内事業所や企業での職場体験を実施しています。また、令和4年度に小中学校の地域学習を世界農業遺産の視点で整理した「高千穂グローバル」を作成し、地域資源を活かした郷土教育を推進しています。 ○キャリア教育のさらなる充実に向けて、地元企業との連携を推進するためにキャリア教育コーディネーターを配置しています。また、小中高連携会議を開催し、世界農業遺産を柱に一貫した郷土教育を推進します。
婚活・結婚する若者への支援	企画観光課	○本町では、婚活・結婚している若者を応援するため、婚活費用や新生活における助成を行っています。 ○今後も、希望する町民へ一部費用を補助し、支援を継続します。
結婚に対するポジティブイメージの醸成	企画観光課	○若い世代の結婚や家族に対する意識の変化に対応し、広報を通じて、出合いや結婚を地域全体で応援する機運を醸成します。

(4) 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

男女問わず保護者が、主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得、選択しやすい環境づくり等、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が重要となります。

近年では、国が進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制、有給休暇や男性の育児休暇の取得をはじめ、仕事と子育ての両立に向けた環境の整備に独自に取り組む企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者等までなかなか浸透していないのが現状です。

関係団体への調査結果では、親と子どもが一緒に過ごす時間が少なくなっているという意見が挙げられており、こどもの健やかな成長のためにも、就労環境を整え、時間の確保が必要となっています。

また、就学前児童調査・就学児童調査の結果では、仕事と子育てを両立させるために必要なこととして、就学前児童、就学児童ともに「配偶者の協力」がそれぞれ 88.1%、78.8%と最も高くなっていることから、あらゆる機会を活用して家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性等について啓発を行う必要があります。

方向性

町民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
働き方改革の推進	総務課 企画観光課	○労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報、啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進しています。 また、庁内においても、男性職員の配偶者出産休暇や育児休暇の積極的な取得を推進しています。 ○今後も町が主体となって働き方改革を推進するとともに、職場等における子育て意識の啓発を行います。さらに、赤ちゃんの駅や子育て応援カード協賛店等の周知も行います。 ○また、誰もが自分らしい働き方を実現できる環境の整備を目指し、県と協力し、「仕事と家庭 両立応援宣言」を行う事業所の登録を推進します。

取り組み	担当課	内容
男女共同参画の推進	企画観光課	○固定的な性別役割分担の意識を変え、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めるため、男女共同参画に関する講演会や講座の開催のほか、広報紙やSNSを活用した啓発等を行っています。 ○今後も男女共同参画意識を育む取り組みを進めます。



基本目標 3 支援が必要な子ども・若者を支えるまち

(1) 障がい児支援施策の充実

現状と課題

近年、「発達障がい」という言葉や概念の認知が広く一般に進んだこともあり、相談や療育、学習支援等、障がいのある子どもへの支援のニーズは日々高まりを見せています。

本町でも乳幼児健診等を通じて障がいの早期発見・早期療育に取り組んでおり、今後も関係機関が連携を図りながら、地域における支援体制を強化し、適切な支援・サービスにつなぐことが重要です。

一方で、保育所や認定こども園、放課後児童クラブにおいては、障がい児の受け入れ体制の充実に向け、専門性を有した職員や、保育士、支援員の確保が課題となっています。

方向性

乳幼児健診等を含む発達相談の機会の確保、充実に努めることで、さまざまな障がいの早期発見・早期療育に取り組みます。

また、障がいのある子どもへの適切な支援ができるよう、保育所や認定こども園における職員の加配や、特別支援教育に関する職員の資質向上に取り組めます。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
特別支援教育の充実	福祉保険課 教育委員会	○就学に向けた不安を軽減できるよう、保護者説明や相談等を実施しています。就学支援委員会や西臼杵地域障がい者自立支援協議会での意見を基に、必要な支援学級の設置や通級教室の開設に取り組んでいます。また、全小中学校に特別支援教育支援員を配置し、適切な教育的支援に取り組んでいます。 ○特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援の体制整備や指導の充実を図ります。 ○今後も取り組みを継続するとともに、支援が必要な児童生徒を対象とした通級教室の充実を図ります。 ○子どもが特別支援学級に通う保護者等に対して、家庭の経済状況に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図っています。

取り組み	担当課	内容
障がい児の受け入れの充実	福祉保険課	○保育所、認定こども園や放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れに努めるとともに、各種子育て支援事業との連携を図っています。また、保育士や支援員を対象とした障がい児に関する研修の実施や、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターとの受け入れ先情報の共有等、支援体制の充実を図っています。 ○今後も研修を実施するとともに、専門性を有した職員の不足の解消、保育士・支援員の確保等、受け入れ体制の充実を図ります。
学校訪問	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	○定期的な学校訪問を行い、乳幼児期から支援をしている児童等の継続的な支援を学校と協議しながら進めています。 ○困り事を抱えた保護者や児童の相談を随時受け入れ、関係機関と連携し、困り事等の解決に向けた支援に取り組んでいます。

(2) ひとり親家庭等の支援の充実

現状と課題

ひとり親家庭では家事、育児の負担の集中や、経済的な困窮、虐待等、あらゆる問題が発生しやすい状況にあり、親子の心身の健康の確保を図るためには、ニーズに合わせた相談支援や就業支援、経済的支援等を総合的に推進することが必要です。

方向性

ひとり親家庭に対する相談事業や経済的支援や就労支援等、各種支援の充実を図るとともに、事業や制度等について周知します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
相談体制、情報提供の充実	福祉保険課	○ひとり親家庭等に対し、保育士・保健師を中心に相談支援を実施しています。また、各種取り組みについての情報提供を役場窓口で行っています。 ○今後も相談体制や情報提供の充実に努めるとともに、各種取り組みのさらなる周知を図ります。
母子福祉団体への支援	福祉保険課	○母子福祉団体等に対し、団体運営の補助等必要な支援を行います。 ○今後も団体が運営できるよう、必要な支援を行います。
ひとり親医療費助成制度の推進	福祉保険課	○ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康増進を図っています。 ○今後も制度を周知し、利用を促進します。
ひとり親家庭等への就労支援	福祉保険課	○ひとり親家庭等に対して、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の周知を図るなど、関係機関と連携した就労支援を行います。
生活困窮世帯への支援	福祉保険課 教育委員会	○生活困窮に関する相談に応じるとともに、相談内容に応じて、庁内関係課や社協、西臼杵支庁等と連携し、必要な支援につないでいます。 ○今後も関係機関と連携して支援を行うとともに、その内容について周知を図ります。 ○就学援助費や育英資金等による経済的支援につながるよう制度の周知に取り組みます。

(3) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

近年、こどもの尊厳や時には生命までが奪われる重大な虐待事件が後を絶たず、児童虐待防止対策は社会全体で早急に取り組むべき重点的な課題となっています。

本町でも児童虐待の防止や早期発見に向けて、要保護児童対策地域協議会において関係機関等との連携を図りながら、要保護児童、要支援児童、見守りが必要な児童、緊急対応が必要な児童等の情報を共有するとともに支援方法の協議等を進めています。

また、令和7年4月に保育士や保健師等の専門職を配置したこども家庭センターを設置し、本町に居住するすべてのこどもとその家庭等からのさまざまな相談に対応するとともに、必要な支援を行う体制を整備します。

今後も児童虐待の防止や早期発見につながるよう、関係機関で連携しながら対応することが必要です。

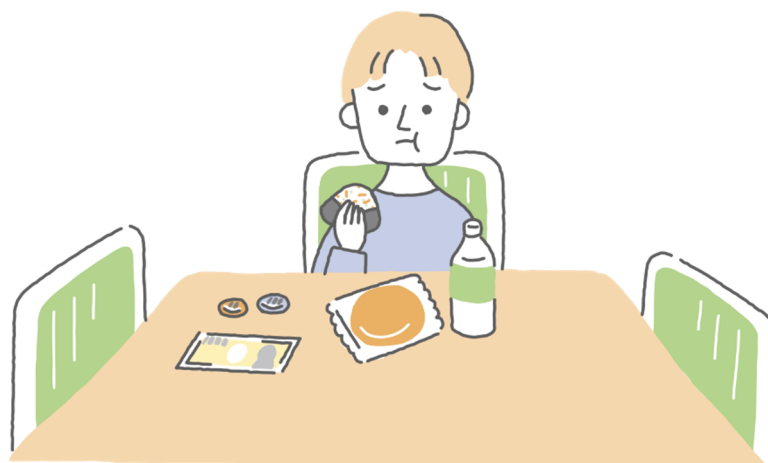
方向性

要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、児童相談所、町の児童福祉担当部署・母子保健担当部署、教育委員会、警察等の関係機関をはじめ、保育所、認定こども園や学校、民生委員児童委員、主任児童委員、医療関係等に働きかけ、児童虐待防止や早期発見につながるよう連携を深めます。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
虐待防止ネットワークの推進	福祉保険課	○要保護児童対策地域協議会において、関係機関のネットワークの構築、必要に応じて個別ケース会議等を通じて、情報共有を図っています。 ○今後も相談件数が増加することも予測されることから、関係機関との連携を強化します。
児童虐待等に関する相談体制の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	○子育て支援センターにおいて、げんき荘の保健師による育児相談会を実施しています。必要に応じて関係機関とも連携し、個別の相談にも応じ、母子保健事業とも連携した対応を行っています。 ○令和7年4月に「こども家庭センター」を設置し、今後もこどもに関わるあらゆる機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

取り組み	担当課	内容
虐待の早期発見と予防の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	○ケース会議を持ちながら、関係機関と連携し、必要に応じて家庭訪問を実施することで、虐待の早期発見に努めています。 ○今後も訪問等を通じて、早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、取り組みの充実を図ります。
学校等との連携強化	福祉保険課 教育委員会 保健センター (げんき荘)	○学校、教育委員会、福祉等のさまざまな関係機関との連携を図り、情報を共有して個々の事例に対応しています。 ○今後も学校と関係機関との連携を強化し、取り組み内容の充実を図るとともに、迅速かつ適切な対応ができるように努めます。
ペアレントトレーニング教室の実施	福祉保険課	○令和5年度より、親子関係形成支援事業として、こどもとの関わり方や子育てに悩みを抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニング教室を実施しています。 ○今後も継続的に実施し、健全な親子関係形成に向けた支援を行っていきます。
家事・子育て等の支援を必要とする子育て家庭への訪問支援	福祉保険課	○令和5年度より、子育て世帯訪問支援事業として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施しています。 ○今後も事業を継続し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。



(4) 困難な状況にあるこども・若者への支援

現状と課題

社会課題が多様化・複雑化する中で、制度の狭間に陥ったり、孤独・孤立を抱えたりすることで適切な支援に結びつくことができないこども・若者が増加しています。

高校生・若者調査の結果では、18歳になるまでに家族の中に自分がお世話をしている人が「いた（いる）」と回答した割合が高校生で7.3%、若者で5.6%となっています。

また、学校や子育てに関する団体への調査結果では、心の問題等による不登校児童が増加しているといった意見があります。

多様な主体が連携しながら、困難な状況にあるこども・若者を誰一人取り残さず、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりが求められています。

方向性

包括的・総合的な相談体制の充実を図り、困難な状況にあるこども・若者を早期に適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
ヤングケアラーに関する周知啓発	福祉保険課	○ヤングケアラーについて、学校を通じて、各世帯へのパンフレット配布や関連施設等へのポスターの掲示等を行い、広く町民等に周知することにより社会的な認知度を高め、適切な支援につなげます。
ヤングケアラーへの支援の推進	福祉保険課	○福祉、介護、障がい、健康、学校での相談や支援において、ヤングケアラーの把握を行い、関係機関、関係部署で連携し、適切なサービスの利用につなげます。
こどもの貧困対策の推進	福祉保険課 教育委員会	○家庭の経済状況等により支援が必要なこどもの早期発見に努め、生活の安定に資するための各種支援や学習・進学等に係る支援を行います。
包括的・総合的な相談体制の充実	福祉保険課 教育委員会	○教育と福祉やその他関係機関が連携し、困難な状況にあるこども・若者への包括的・総合的な相談体制の充実を図ります。
こどもに対する相談体制の充実	教育委員会	○個別の支援を必要としている児童生徒をサポートするため、スクールアシスタントを配置し、学校と連携しながら家庭訪問を実施しています。また、教育支援センターを開所し、不登校支援を行っています。 ○継続してこどもの相談体制の充実に取り組みます。また、教育支援センターにつながっていない児童生徒がいることから、児童生徒や保護者、学校に対して教育支援センターの周知を図ります。

基本目標 4 地域でこども・若者を応援するまち

(1) こども・若者を応援する体制づくり

現状と課題

町内小中学校では地域への誇りと愛着や「生きる力」の育成を目指し、「高千穂グローバル」に基づいた多様な体験活動を実施するとともに、学校と地域の連携・協働でこどもたちを育むコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に取り組んでいます。

こどもの教育は学校現場だけで行われるものではなく、家庭における日常生活や地域住民や団体との関わり合いの中でも行われるものであるとの認識のもと、今後も家庭の教育力の向上や地域交流、世代間交流のさらなる促進に向けた取り組みを進めます。

方向性

家庭の教育力の向上に向けて、講座の開催等による保護者への学習機会の提供に取り組むとともに、豊かな自然環境や地域の人材を活用した体験活動を促進し、多様な経験を積むことで、「生きる力」を持ったこどもの育成を目指します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
家庭教育に関する学習機会の充実	教育委員会	○公民館講座や家庭教育に関する講座を行うことで、保護者の学習機会の充実に努めています。 ○家庭教育学級や各種団体等に対し、講師派遣等の支援を行っています。 ○今後も町民のニーズに応じた講座の実施に努めます。また、受講者の増加に向け、講座内容や広報活動を工夫します。
家庭教育の充実	教育委員会	○児童生徒及び家族全体の生活リズムの向上を目指して、「早寝・早起き・朝ごはん」「メディアコントロール」「健康のために体を動かそう」を大切にする家庭環境が実現できるように学校や地域ぐるみで支援します。 ○子育て応援「ゆい高千穂」事業を継続支援し、学校、家庭、地域社会、ボランティアの連携体制を整え、町民全体での子育て支援活動の充実を図ります。

取り組み	担当課	内容
こどもの多様な体験活動の充実	教育委員会 福祉保険課 他関係各課	○「高千穂グローバル」に基づき、森林等の豊かな自然環境や地域の人材、伝統芸能等の教育・文化資源を活用した多様な体験活動の機会の充実を図っています。 ○姉妹都市交流事業では、ホームステイやスポーツ、エイサーを通じた交流により、広い視野やコミュニケーション能力の育成を図っています。 ○今後も「高千穂グローバル」に基づいた事業の展開を図り、こどもの多様な体験活動を推進します。
世代間交流の推進	教育委員会	○地域の高齢者等との世代間交流事業に積極的に取り組んでおり、小中学校の「総合的な学習の時間」では高齢者や団体等の地域講師による授業を実施しています。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動コーディネーター等、地域と学校の連携・協働を推進しています。 ○今後もコミュニティ・スクールを活用し、地域交流や世代間交流の充実を図るとともに、町全体の「地域講師人材バンク」の作成を進めます。また、地域の行事に児童生徒が参加するよう、周知に努めます。
学校と地域の協働の推進	教育委員会	○学校だよりやホームページ等を活用しながら情報を提供して情報の共有化と相互理解を図ることにより、地域住民や保護者、団体・機関等の幅広い参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えます。



(2) 安全に暮らすための体制整備

現状と課題

本町では、安全・安心のまちづくりについて、公共施設の耐震化や防災教育の推進、地域住民とも連携した見守り体制の構築、警察と連携した防犯教育の推進等に取り組んできました。

就学前児童調査・就学児童調査の結果では、地域における子育て支援について希望することとして、就学前児童、就学児童ともに「こどもが安心できる地域での見守り」がそれぞれ 53.6%、47.5%と最も高くなっています。

こども自身の交通安全・防犯意識を高めるための取り組みを継続するとともに、犯罪、事故等からこどもを守るための環境整備や地域における見守り体制の強化等に取り組むことが必要です。

方向性

防犯教育の推進や通学路・公園等における防犯体制の強化等に取り組むことにより、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
通学路等における防犯体制の強化	総務課 教育委員会 建設課	○定期的に通学路のパトロールを実施するとともに、交通指導員による早朝の立番や学校、地域、保護者が連携した登下校時の見守りを行っています。 ○全小中学校の通学路危険箇所について、学校、教育委員会、建設課で情報を共有し、対策を検討しています。 ○今後も地域と協力しながら、見守りの強化を図るとともに、交通指導員の担い手の確保・育成に努めます。
交通安全教育の推進	総務課	○こどもや保護者を対象に、交通安全教室を各園、各学校にて実施しています。また、交通安全協会がチャイルドシートの貸し出しを含め、啓発しています。 ○今後も交通安全協会の協力を得て、実施します。
犯罪・事故等の被害防止の推進	総務課 教育委員会 福祉保険課	○こどもを犯罪や事故から守るため、学校や警察等の関係機関と連携しながら情報の共有を行い、注意喚起を行っています。また、警察による防犯講習、青パトによる防犯パトロールや見守り活動を実施しています。 ○今後もこどもが犯罪、事故の被害に遭わないよう、コミュニティ・スクールを活用し、学校、地域、警察等関係機関の連携強化を図ります。

(3) 暮らしやすいまちづくりの推進

現状と課題

スマートフォン等の普及により、インターネットを悪用した犯罪に子ども・若者が巻き込まれる例が後を絶ちません。そのため、学校・家庭との連携のもと、児童生徒に対する情報モラル教育及びSNS等インターネットの安全利用についての啓発活動に取り組む必要があります。

また、子育て家庭をはじめ、すべての人が安心して暮らすことのできるまちを目指し、住宅環境の整備や公共施設のバリアフリー化等、快適な生活環境の整備を進めることも必要です。

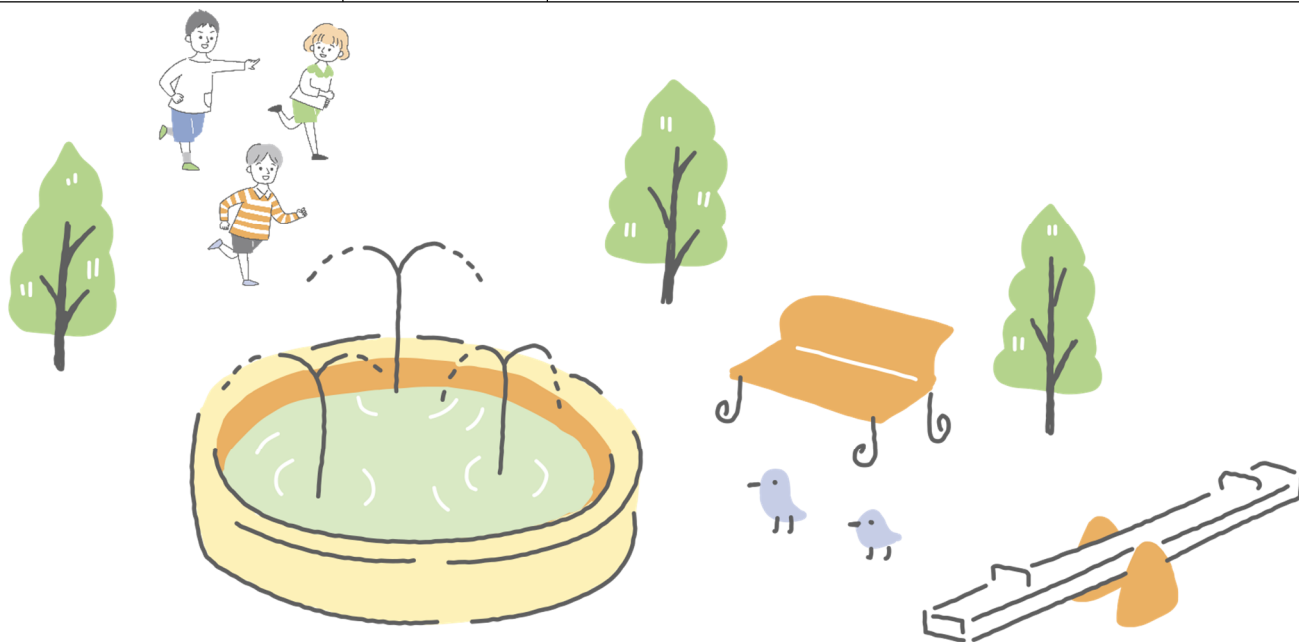
方向性

すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、生活環境の整備を進めます。また、有害環境対策として、児童生徒に対してインターネットやSNSの適切な利用や情報モラルの獲得を促す教育を推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
住宅環境の整備	建設課	○既存公営住宅のバリアフリー改修等を実施し、住宅の長寿命化を進めています。 ○今後もバリアフリー化、長寿命化改修工事を継続して実施します。
道路環境等の整備	総務課 建設課 福祉保険課 教育委員会	○ガードレールやカーブミラーの設置等、通学路等の安全対策を推進しています。また、毎年、教育委員会主催の「通学路合同安全点検」を実施し、計画的に通学路の整備を行っています。 ○今後も通学路等の安全点検を行いながら、随時整備に努めます。
子育てバリアフリー化の推進	福祉保険課 教育委員会 建設課 総務課	○公共施設の改修・新設時において、子どもサイズの便器、手洗い器、ベビーベット、ベビーチェア、授乳室の設置等、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進しています。 ○庁舎内への授乳室、子育て相談室等の子育て支援設備の設置を進めるとともに、今後も改築、新築時には子育てバリアフリー化に配慮します。

取り組み	担当課	内容
有害環境から守る取り組みの推進	教育委員会 福祉保険課	○学校、保護者等が連携、協力して、インターネットやSNSの適切な利用方法や情報モラルの在り方について、児童生徒だけでなく、保護者に対しても呼びかけを行っています。 ○今後も効果的な啓発活動を行い、関係機関をはじめとして、地域全体で適切な利用を促進します。



第 6 章 事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとしています。

(2) 高千穂町の提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども子育て支援法の規定に基づき、高千穂町全域を 1 区域として設定します。

(3) 児童の将来人口推計

< 5 歳以下各歳人口の推計 >

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	49	47	45	43	42
1 歳	49	52	49	48	45
2 歳	47	49	52	50	48
3 歳	51	47	50	52	50
4 歳	77	53	49	51	54
5 歳	63	76	52	49	51
合計	336	324	297	293	290

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

2 子ども子育て支援給付

(1) 施設型給付

町内には公立保育所1園、私立保育所3園、認定こども園3園にて、幼児教育や保育等を実施しています。

事業名	担当課	内容
保育所	福祉保険課	保育所において、保護者の仕事や病気等の理由により、家庭での保育ができないこどもを保護者にかわって教育・保育を行う事業です。
認定こども園	福祉保険課	保育所・幼稚園のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず、こどもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等の支援を行う事業です。

(2) 地域型保育給付

現在は、町内での実施がありません。

事業名	担当課	内容
小規模保育	福祉保険課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	福祉保険課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型保育	福祉保険課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	福祉保険課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業です。

(3) 教育・保育量の見込みと確保方策

		令和7年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		7	180		14	43	43
			0	180			
確保 方 策	教育・保育施設 (定員数)	34	0	198	40	55	59
	保育所			119	25	34	37
	幼稚園	0	0				
	認定こども園	34	79		15	21	22
	地域型保育事業						
	合 計	34	198		40	55	59
確保状況		27	18		26	12	16

		令和8年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		7	166		13	45	45
			0	166			
確保 方 策	教育・保育施設 (定員数)	34	0	198	40	55	59
	保育所			119	25	34	37
	幼稚園	0	0				
	認定こども園	34	79		15	21	22
	地域型保育事業						
	合 計	34	198		40	55	59
確保状況		27	32		27	10	14

		令和9年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		6	142		13	43	48
		0	142				
確保 方 策	教育・保育施設 (定員数)	34	0	198	40	55	59
	保育所			119	25	34	37
	幼稚園	0	0				
	認定こども園	34	79		15	21	22
	地域型保育事業						
	合 計	34	198		40	55	59
確保状況		28	56		27	12	11

		令和 10 年度					
		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		6	143		12	42	46
			0	143			
確 保 方 策	教育・保育施設 (定員数)	34	0	198	40	55	59
	保育所			119	25	34	37
	幼稚園	0	0				
	認定こども園	34	79		15	21	22
	地域型保育事業						
	合 計	34	198		40	55	59
確保状況		28	55		28	13	13

		令和 11 年度					
		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1 歳	2歳
量の見込み		6	146		12	39	44
			0	146			
確 保 方 策	教育・保育施設 (定員数)	34	0	198	40	55	59
	保育所			119	25	34	37
	幼稚園	0	0				
	認定こども園	34	79		15	21	22
	地域型保育事業						
	合 計	34	198		40	55	59
確保状況		28	52		28	16	15

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

令和 6 年度まで大きな児童数の変化はみられませんが、既存の施設（公立保育所 1 園、私立保育所 3 園、認定こども園 3 園）において利用定員の弾力運用を行いながら見込み量を確保します。利用希望や施設の状況によって、利用定員の変更も検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業には「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」の4類型がありますが、本町においては、令和7年度4月から「こども家庭センター型」と「妊婦等包括相談支援事業型」による事業を実施します。

こども家庭センター型の利用者支援事業は、こども家庭センターにおいて妊娠期から健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要なこどもや家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じます。

■こども家庭センター型の量の見込みと確保方策

単位（か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
確保状況	0	0	0	0	0

妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業は、妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■妊婦等包括相談支援事業型の量の見込みと確保方策

単位（回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	222	213	204	195	186
確保方策	222	213	204	195	186
確保状況	0	0	0	0	0

※1組当たりの面談回数を3回として算出しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進する事業です。本町では、1か所で実施しています。

今後もニーズに対応していきます。また、施設の老朽化対策として、移転等の検討を行います。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,358	3,427	3,381	3,265	3,126
確保方策	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
確保状況	142	73	119	235	374

(3) 一時預かり事業

認定こども園に通園する園児を対象に、教育時間終了後の預かり保育を実施する事業です。また、就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れの解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に預かる事業です。

本町においては、認定こども園3園にて事業を実施しています。また、町内保育所3園にて未就園児を対象に実施しています。

今後もニーズの増加に対応できるよう、実施体制の充実を図ります。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
在園児対象	1号認定による利用	量の見込み	1,697	1,697	1,454	1,454	1,454
		確保方策	1,697	1,697	1,454	1,454	1,454
		確保状況	0	0	0	0	0
	2号認定による利用	量の見込み	0	0	0	0	0
		確保方策	0	0	0	0	0
		確保状況	0	0	0	0	0
一時預かり	保育所等	量の見込み	273	263	241	238	236
		確保方策	273	263	241	238	236
		確保状況	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が病気・疲労、仕事等の理由により家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等でこどもを一時的に預かり、必要な保護を行います。

今後は対象者があった場合は、近隣市町と委託契約をして受け入れを確保します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
確保状況	0	0	0	0	0

(5) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等により、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは事業のための専用施設で、一時的に保育する事業です。

本町においては病後児保育事業を保育所1園で実施しています。

今後も事業の周知啓発に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人/年）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		33	31	30	28	27
確保方策	病児・病後児保育事業	35	35	35	35	35
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業） 【年間延べ人数】	1	1	1	1	1
確保状況		3	5	6	8	9

（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）就学児

仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、こどもを預かってほしい人（利用会員）とこどもを預かることができる人（サポート会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。本町においては平成 31 年 4 月より事業を開始しました。

今後は利用ニーズを踏まえて実施し、周知啓発に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
確保状況	0	0	0	0	0

（７）妊婦健康診査

安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊産婦・乳児・乳幼児に対して健康状態の把握等を実施します。本町においては、妊婦健康診査と子宮頸がん検診に加え、妊婦歯科健診、産後健診の助成も行っています。

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	74	71	68	65	62
確保方策	74	71	68	65	62
確保状況	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

実施体制：保健師、母子保健推進員

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	49	47	45	43	42
確保方策	49	47	45	43	42
確保状況	0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。

今後も利用対象者がある場合は、保健センターげんき荘で対応します。

■量の見込みと確保方策

単位（実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	99	94	91	84	80
確保方策	99	94	91	84	80
確保状況	0	0	0	0	0

(10) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育のニーズに対応するため、保育所の 11 時間の開所時間の前後において、さらに 30 分以上、開所時間を延長して保育を行う事業です。

本町では全 7 園で実施しています。

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	132	126	116	114	113
確保方策	150	150	150	150	150
確保状況	18	24	34	36	37

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により児童の保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、保育施設等で放課後及び長期休暇等に預かり、児童の健全育成を図る事業です。

本町では 5 か所で実施しています。

今後は利用ニーズが高いため、教室の確保や支援員の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人/年）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1 年生	61	47	56	39	36
	2 年生	49	51	39	47	33
	3 年生	44	40	41	32	39
合計		154	138	136	118	108
確保方策		154	138	136	118	108
確保状況		0	0	0	0	0

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	4 年生	40	32	29	29	23
	5 年生	17	24	19	18	18
	6 年生	14	12	17	13	12
合計		71	68	65	60	53
確保方策		71	68	65	60	53
確保状況		0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえて、対象者数や事業の効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

〈新規事業〉

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	240	240	240	240	240
確保方策	240	240	240	240	240
確保状況	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
確保状況	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	8	10	10	10
確保方策	8	8	10	10	10
確保状況	0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業

保育所等に通っていない0～2歳のこどもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供する事業です。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
(うち0歳児)	1	1	1	1	1
(うち1歳児)	1	1	1	1	1
(うち2歳児)	1	1	1	1	1
確保方策	3	3	3	3	3
(うち0歳児)	1	1	1	1	1
(うち1歳児)	1	1	1	1	1
(うち2歳児)	1	1	1	1	1
確保状況	0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

退院直後の心身の不調や育児不安がある等の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	94	94	94	94	94
確保方策	94	94	94	94	94
確保状況	0	0	0	0	0

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭がこどもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。このことを踏まえ、こどもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともにこどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。また、家庭では、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが大切です。



(2) 地域の役割

こどもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいくうえで重要な場であり、こどもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべてのこどもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。また、地域全体で子育て中の家庭を支え、こどもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながらこどもの健全な成長を支援することが重要です。



(3) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。



（４）行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、生活環境等多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、近隣市町村、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

さらに、こども基本法第 11 条の趣旨を踏まえ、意見聴取の場やアンケート調査等を通じて、今後もさまざまな方法でこどもたちの意見を施策等に反映していきます。



2 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「高千穂町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表します。

あわせて、事業計画においては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

資料編

1 高千穂町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 30 日

条例第 30 号

改正 令和 5 年 6 月 16 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、高千穂町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 高千穂町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第14号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高千穂町子ども・子育て会議条例の規定、第2条の規定による改正後の高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定、第3条の規定による改正後の高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定、第4条の規定による改正後の高千穂町小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準を定める条例の規定及び第5条の規定による改正後の高千穂町保育料条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2 高千穂町子ども・子育て会議委員名簿

No.	所属	氏名
1	こどもの保護者代表	角田 愛
2	こどもの保護者代表	佐藤 有美
3	民生委員・母子児童部会 部会長	佐藤 正一
4	押方保育園 園長	甲斐 原子
5	光寿保育園 保育士	甲斐小百合
6	ファミリーホーム みっちゃん家	田中 道子
7	田原小学校 校長	篠原 光教
8	高千穂町社会福祉協議会 事務局長	佐藤 英次
9	西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター	興梠 圭子
10	高千穂町国民健康保険病院 小児科医長	興梠 知子
11	教育委員会 教育次長	林 謙一
12	保健福祉総合センター 所長	工藤加代子
13	福祉保険課 課長	飯干 由紀

高千穂町こども計画

令和 7 年 3 月

発行：高千穂町 福祉保険課

〒882-1192

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13

電話：(0982) 73-1202

<https://www.town-takachiho.jp/>
